

第3期

神栖市教育振興基本計画(案)

神栖市教育委員会

目次

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 策定の趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第2章 神栖市の教育課題	5
第1節 統計からみた市の現状.....	5
第2節 アンケート結果からみた市の現状.....	9
第3節 第2期計画の成果と課題.....	19
第4節 教育課題の整理.....	24
第3章 教育目標と施策展開の方向	26
第1節 本市の教育目標.....	26
第2節 計画の基本テーマ.....	26
第3節 計画の基本目標.....	28
第4節 施策の体系.....	29

第2編 基本計画

基本目標1 生きる力と確かな学力の育成	32
第1節 就学前教育.....	32
第2節 学校教育.....	35
基本目標2 地域社会と連携した教育環境の推進	41
第3節 学習環境.....	41
第4節 家庭教育.....	44
第5節 地域連携.....	45
基本目標3 安心して学び育つためのユニバーサルデザイン	47
第6節 ユニバーサルデザイン.....	47
基本目標4 生涯にわたり学び続ける環境づくり	50
第7節 社会教育・文化芸術.....	50
第8節 スポーツ・レクリエーション.....	55
計画の推進	58
第1節 計画の推進体制.....	58
第2節 計画の進行管理・評価.....	59
第3節 「誰一人取り残さない」教育の推進.....	59

第1編

総論

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の期間

第2章 神栖市の教育課題

- 第1節 統計からみた市の現状
- 第2節 アンケート結果からみた市の現状
- 第3節 第2期計画の成果と課題
- 第4節 教育課題の整理

第3章 教育目標と施策展開の方向

- 第1節 本市の教育目標
- 第2節 計画の基本テーマ
- 第3節 計画の基本目標
- 第4節 施策の体系

第1章

計画の策定にあたって

第1節 策定の趣旨

平成18年12月の教育基本法改正を受けて、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、国は平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定しました。また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

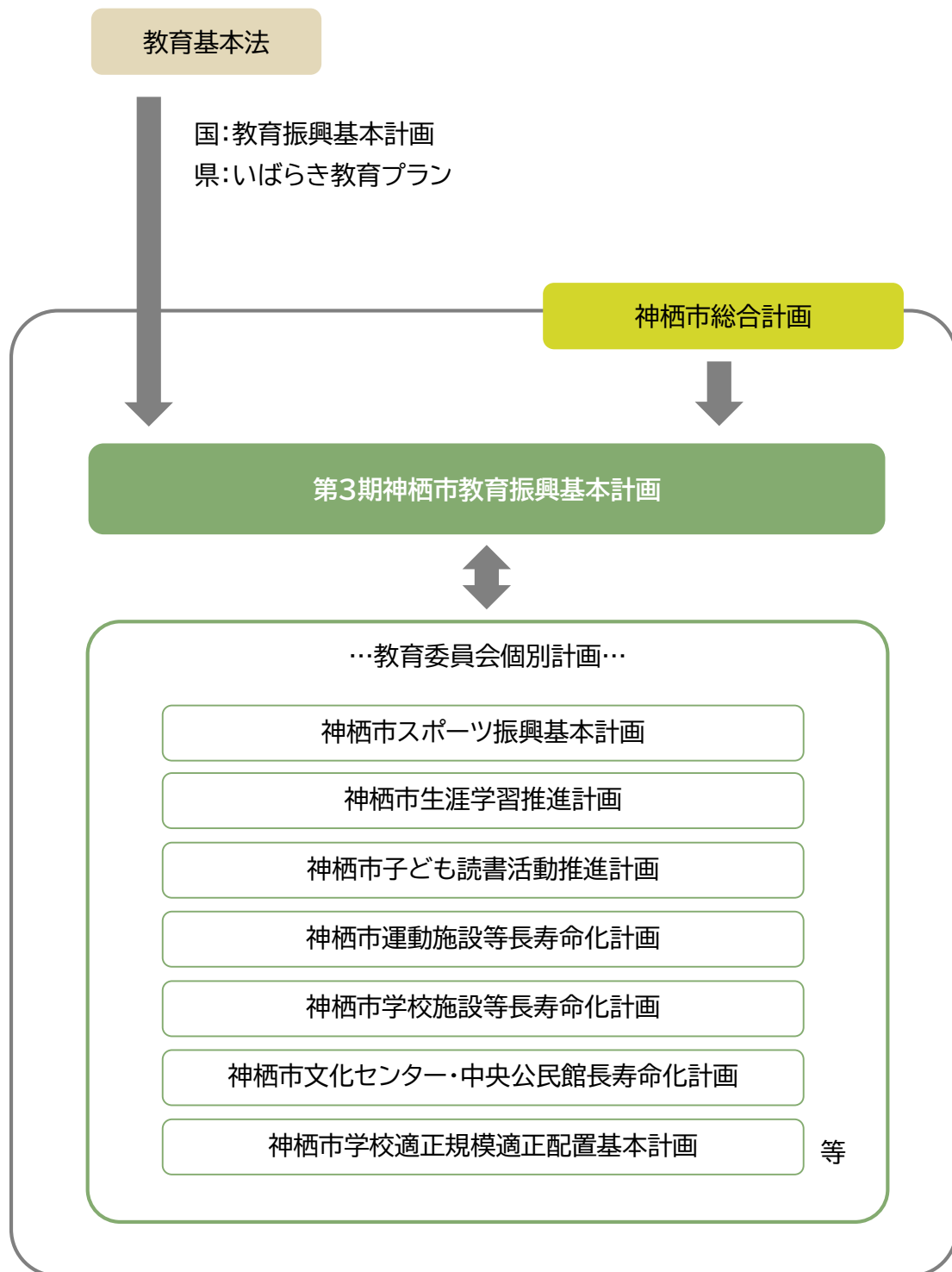
本市では、こうした国による動きを踏まえ、教育の進むべき方向性を明らかにするため、平成24年3月に「たくましく しなやかに 未来をひらく 創造性豊かなひとづくり」を基本テーマとした本市最初の神栖市教育振興基本計画(以下「第1期計画」という。)を策定しました。

平成30年3月には、第1期計画を踏まえ、第2期神栖市教育振興基本計画(以下「第2期計画」という。)を策定しました。第2期計画では、基本テーマを「豊かな人間性と 創造性を備えた 未来につながるひとづくり」とし、目指すべき子どもたちの姿である「かみす元気っ子」を市民みんなで育むため、特色ある教育活動を通して教育行政の推進に取り組んできました。

第2期計画が令和4年度をもって終了することから、これまでの施策の成果の評価と課題、本市の教育を取り巻く情勢、さらには最上位計画である神栖市総合計画を踏まえ、より一層の教育の振興を図るため、第3期神栖市教育振興基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、神栖市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。また、国・茨城県の関連計画を考慮するとともに、神栖市総合計画を基盤として、市の教育に関連する計画との整合を図りつつ、策定します。



第3節 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする4年間を計画とします。

なお、計画期間中、社会情勢の変化などに応じて、見直しの必要性が生じた場合には、計画の見直しを適宜行います。

		期間（年度）										
		平成30年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
神 栖 市	第2次神栖市総合計画 (平成30年度～令和4年度)						第3次神栖市総合計画 (令和5年度～令和8年度)					
	第2期神栖市教育振興基本計画 (平成30年度～令和4年度)						第3期神栖市教育振興基本計画 (令和5年度～令和8年度)					次期 計画 (令和9 年度～)
国	第3期教育振興基本計画 (平成30年度～令和4年度)						第4期教育振興基本計画 (令和5年度～)					
	平成29年度・平成30年度改定 学習指導要領 (平成30年度以降、幼稚園・小学校・中学校・高等学校で順次実施)											
	幼稚園 平成30年度～全面实施											
	小学校 令和2年度～全面实施											
県	いばらき教育プラン					いばらき教育プラン・茨城県教育大綱 (令和4年度～令和7年度)						
	茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン (平成29年度～)											
						茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン (令和4年度～令和7年度)						

第2章

神栖市の教育課題

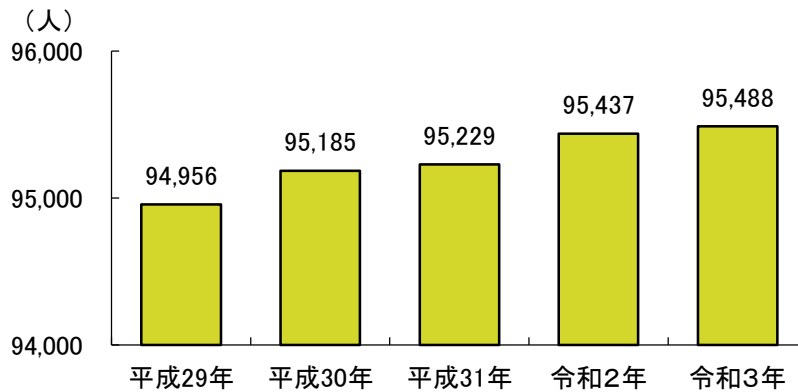
第1節 統計からみた市の現状

総人口は増加傾向にあり、令和3年時点で95,488人となっています。

0～17歳の人口は、いずれの区分も年々減少傾向にあり、令和3年時点で0～5歳は4,646人、6～11歳は5,121人、12～17歳は5,457人となっています。

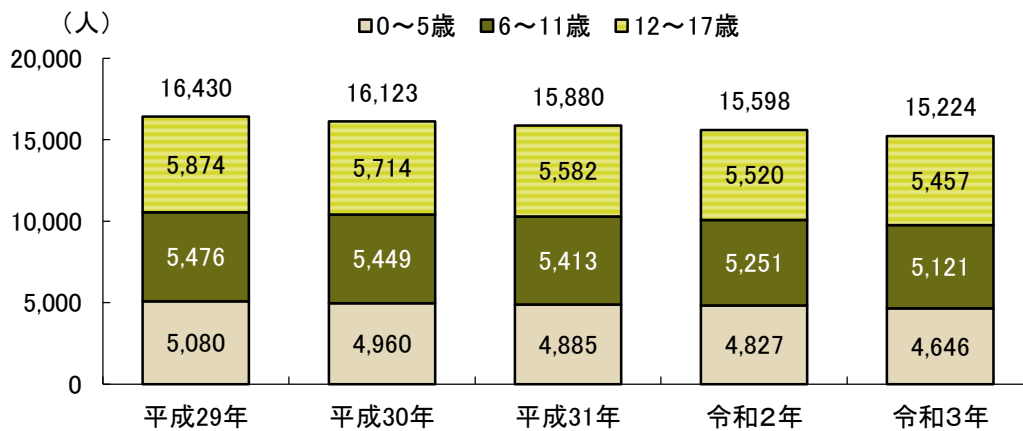
また、0～17歳の合計は平成29年から令和3年までの5年間で1,206人減少しています。

■総人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

■0～17歳人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

本市では認定こども園への移行に努めており、幼稚園は園数、教員数、園児数いずれも減少傾向に、認定こども園の園児数及び園数は概ね増加傾向にあります。また、認定こども園を含めた保育所の園児数は、近年2,000人台から3,000人弱で推移しています。

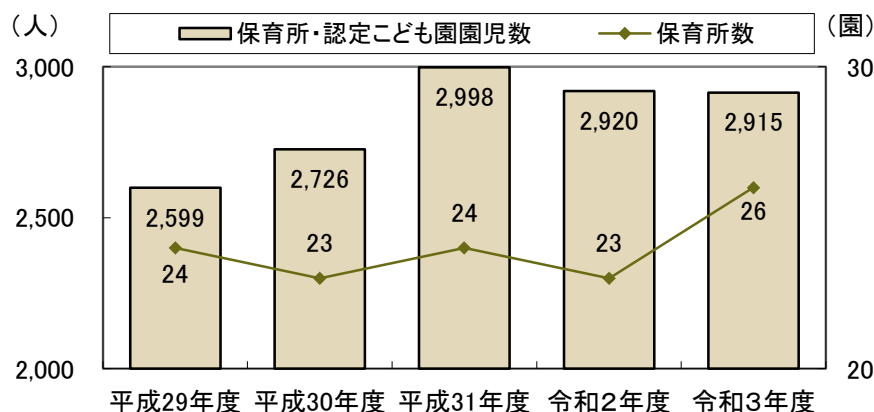
小学校は平成30年度に14校となり、以降は学級数、教員数、児童数いずれも概ね減少傾向にあります。中学校の学級数、教員数は横ばいで推移していますが、児童数は過去5年間で約350人、生徒数は200人減少しています。

■幼稚園・幼保連携型認定こども園園児数等の推移(単位:園,人)

年度	市内幼稚園					幼保連携型認定こども園	
	幼稚園数			教員数	園児数	園数	園児数
	総数	公立	私立				
平成29年	6	6	0	49	470	2	587
平成30年	5	5	0	43	456	3	658
令和元年	4	4	0	34	352	5	893
令和2年	4	4	0	34	337	6	1,007
令和3年	4	4	0	33	298	6	992

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

■保育所・認定こども園の状況



資料:神栖市(各年4月1日現在)

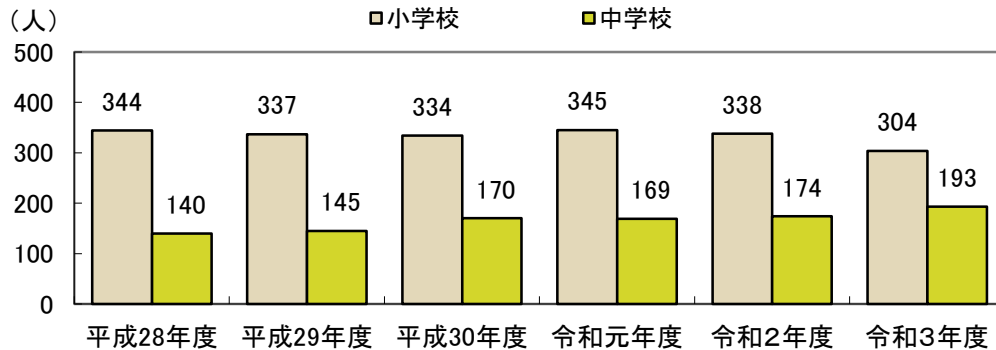
■小学校・中学校児童生徒数等の推移(単位:校,人)

年度	市内小学校				市内中学校			
	学校数	学級数	教員数	児童数	学校数	学級数	教員数	生徒数
平成29年	15	265	366	5,389	8	107	209	2,707
平成30年	14	256	351	5,357	8	112	206	2,627
令和元年	14	252	356	5,340	8	107	207	2,557
令和2年	14	252	347	5,166	8	106	204	2,485
令和3年	14	240	337	5,036	8	110	207	2,507

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

特別支援学級児童生徒数は、小学校では令和元年度以降減少し、300人程度で推移しています。中学校では概ね増加傾向にあり、令和3年度では193人となっています。

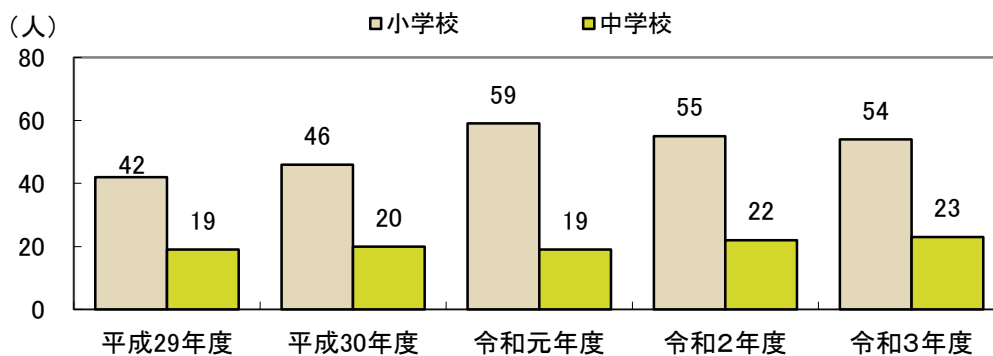
■特別支援学級児童生徒数の推移



資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

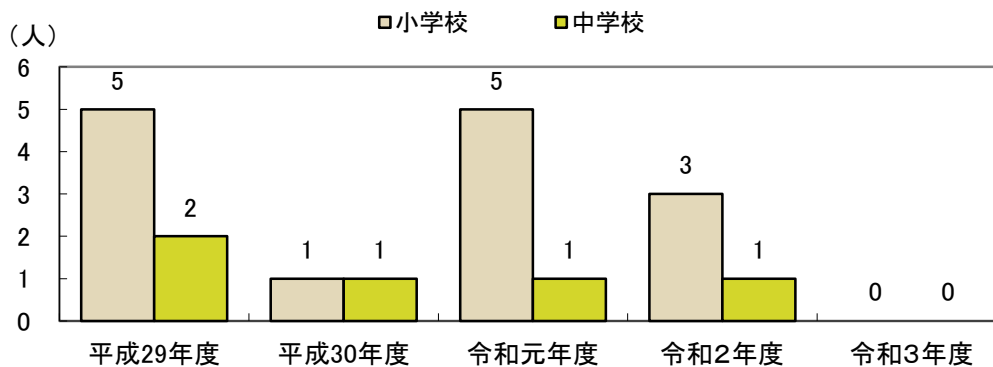
外国人児童生徒数は、小学校が50人前後、中学校が20人前後で推移しています。帰国児童生徒数は、年度によって差があります。

■外国人児童生徒数の推移



資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

■帰国児童生徒数(前年度間)の推移

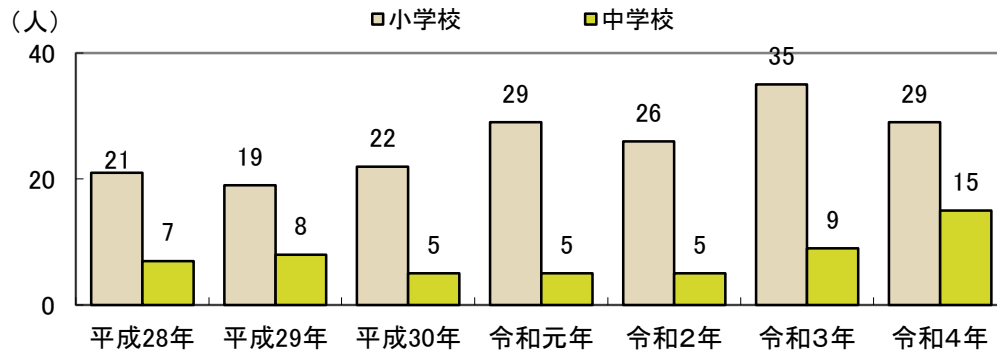


資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

※「帰国児童生徒」とは、海外勤務者等の児童生徒で、引き続き1年を超える期間海外に在留し、前年度間に帰国した人。

日本語指導が必要な児童生徒数は概ね増加傾向にあり、近年小学生は30人前後、中学生は令和4年に増加し、15人となっています。

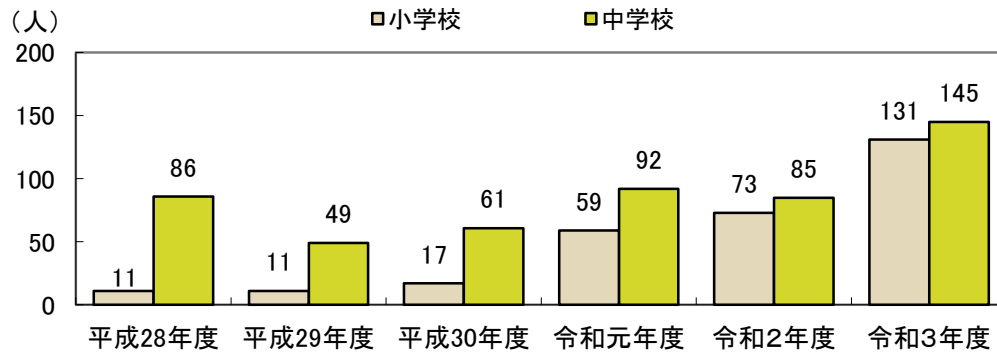
■日本語指導が必要な児童生徒数の推移



資料:神栖市

不登校児童生徒数について、小学生は令和元年度以降大きく増加しており、令和3年度は131人となっています。中学生は平成29年度以降概ね増加しており、令和3年度は145人となっています。

■不登校児童生徒数



資料:神栖市

第2節 アンケート結果からみた市の現状

1 調査の目的

本調査は、神栖市の教育振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第3期神栖市教育振興基本計画」を策定する際の基礎資料とするために実施しました。

2 調査概要

項目	幼稚園・認定こども園保護者	幼稚園・認定こども園教職員	小・中学生保護者	小・中学校教職員
調査対象者	市内の公立幼稚園・認定こども園に通うお子さんの保護者	市内の公立幼稚園・認定こども園に勤める教職員	市内の小学4年生・中学2年生の保護者(一部児童生徒本人を対象)	市内の小学校・中学校の教職員
調査期間	令和4年6月21日～令和4年7月8日			
調査方法	園・学校を通じて配布・回収またはWEBでの回答			
配布数	499件	87件	1,787件	621件
有効回収数	394件 (うちWEB53件)	66件 (うちWEB12件)	1,335件 (うちWEB133件)	480件 (うちWEB129件)
有効回収率	79.0%	75.9%	74.7%	77.3%

3 図表の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇図表中において「H23年調査」とあるものは、平成23年9月に神栖市が実施した「(第1期)神栖市教育振興基本計画に係るアンケート調査」の結果を表しています。

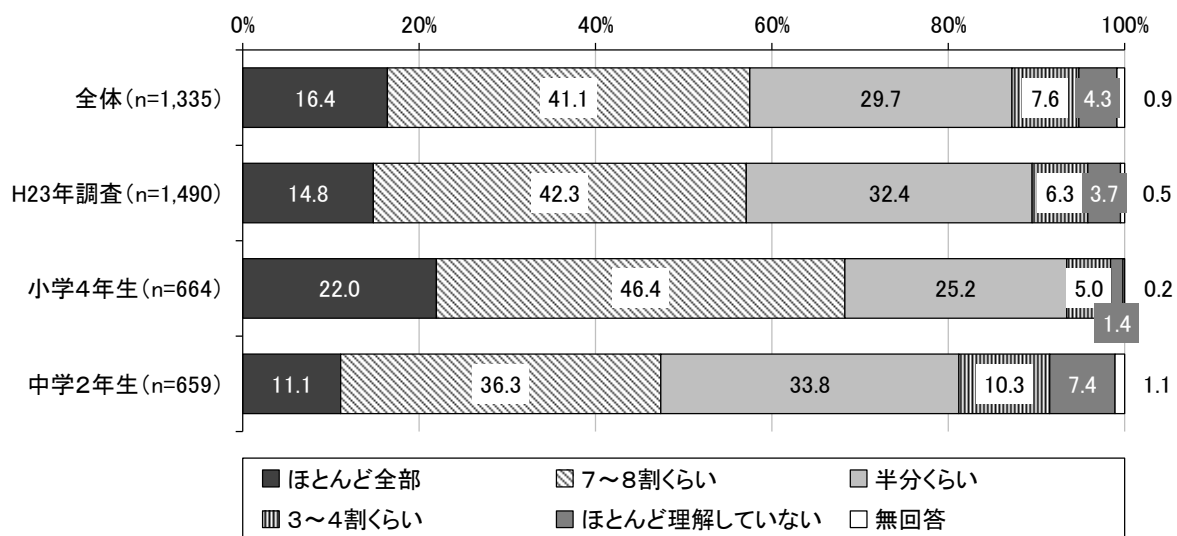
4 結果の概要

①授業の理解度

学校の授業をどのくらい理解しているかについて平成23年調査と比較すると、大きな差はみられません。

学校別にみると、小学4年生、中学2年生ともに「7～8割くらい」が最も多くなっています。また、小学4年生では「ほとんど全部」が中学2年生と比べて多くなっています。

■【小・中学生保護者】お子さんは学校の授業をどのくらい理解していると思いますか。(ひとつだけ○)



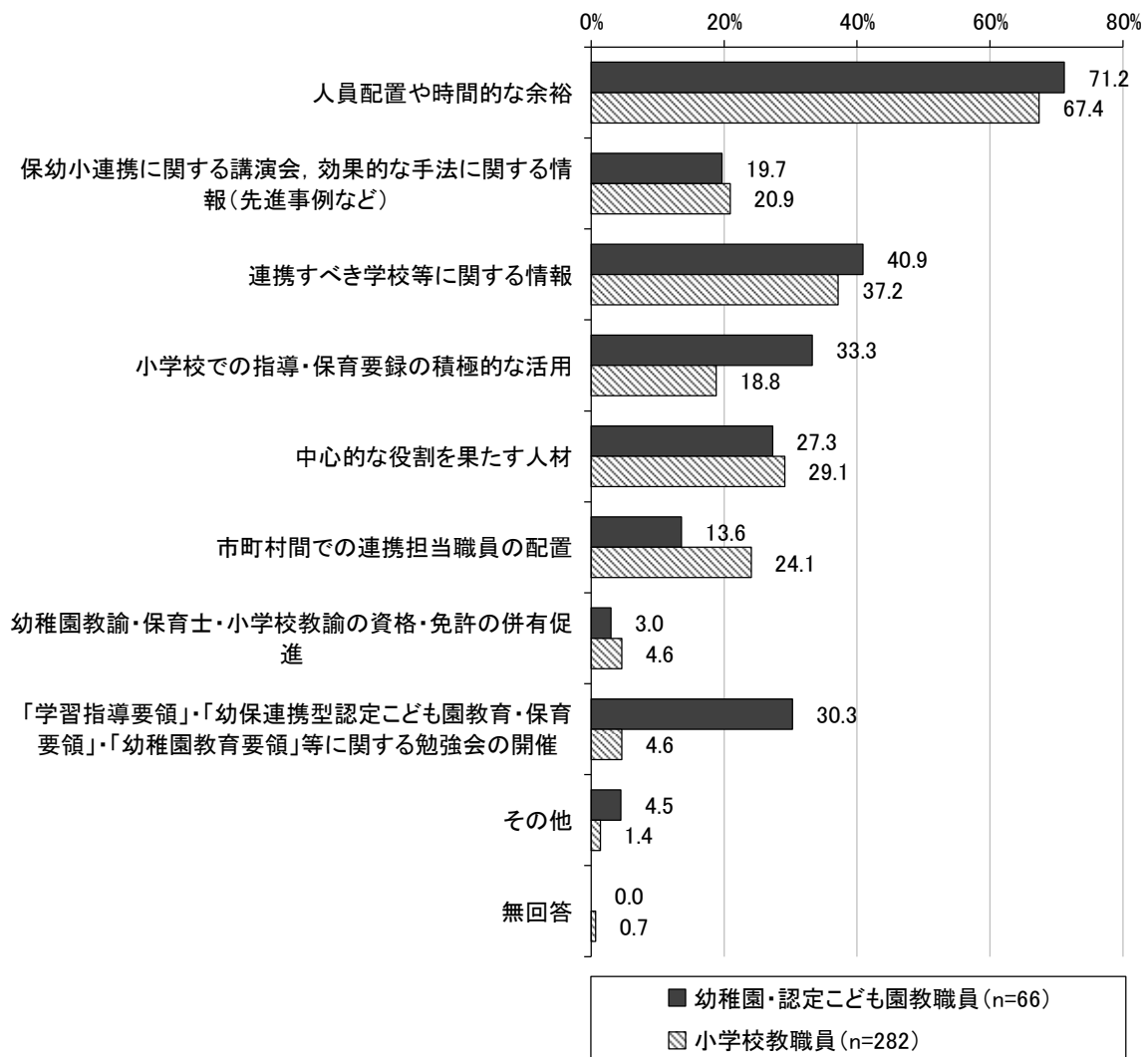
②保幼小連携を進めるために必要だと思うこと

今後、保幼小連携を進めるために必要だと思うことについてみると、いずれも「人員配置や時間的な余裕」が最も多く、次いで「連携すべき学校等に関する情報」となっています。

幼稚園・認定こども園教職員では「小学校での指導・保育要録の積極的な活用」「『学習指導要領』・『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』・『幼稚園教育要領』等に関する勉強会の開催」が小学校教職員と比べて10ポイント以上高く、小学校教職員では「市町村間での連携担当職員の配置」が幼稚園・認定こども園教職員と比べて10ポイント以上高くなっています。

■【幼稚園・認定こども園教職員】【小学校教職員】

今後、保幼小連携を進めるために必要だと思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



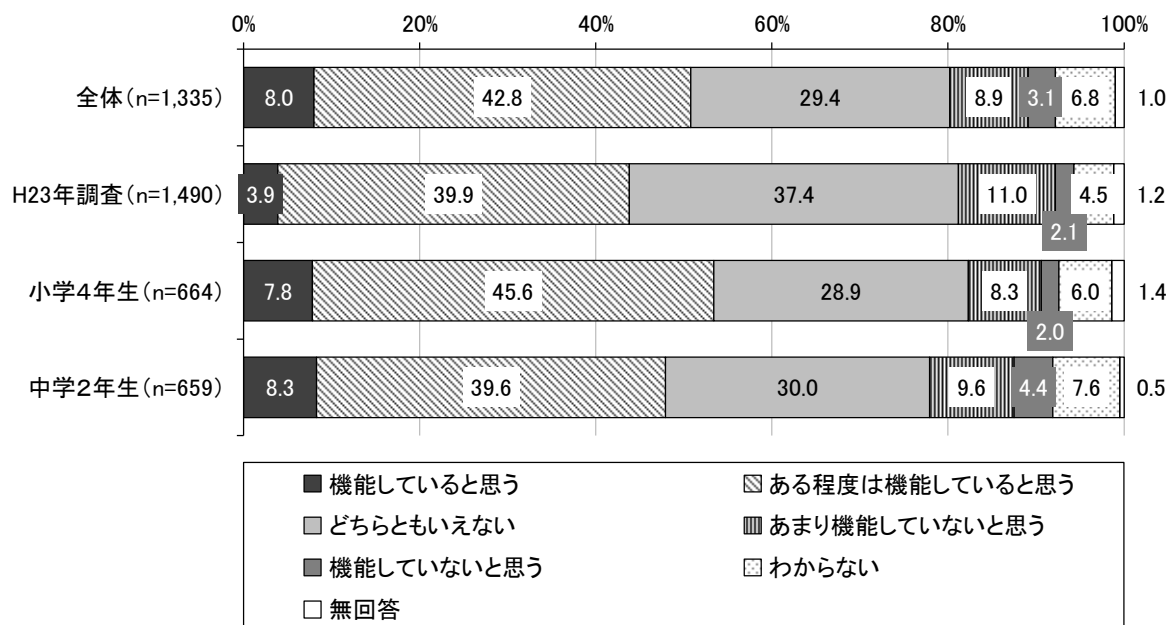
③家庭・地域の教育力

家庭教育が機能しているかについてみると、「機能していると思う」と「ある程度は機能していると思う」を合計した《機能している》が小・中学生保護者では50.8%、小・中学校教職員では41.5%となっています。

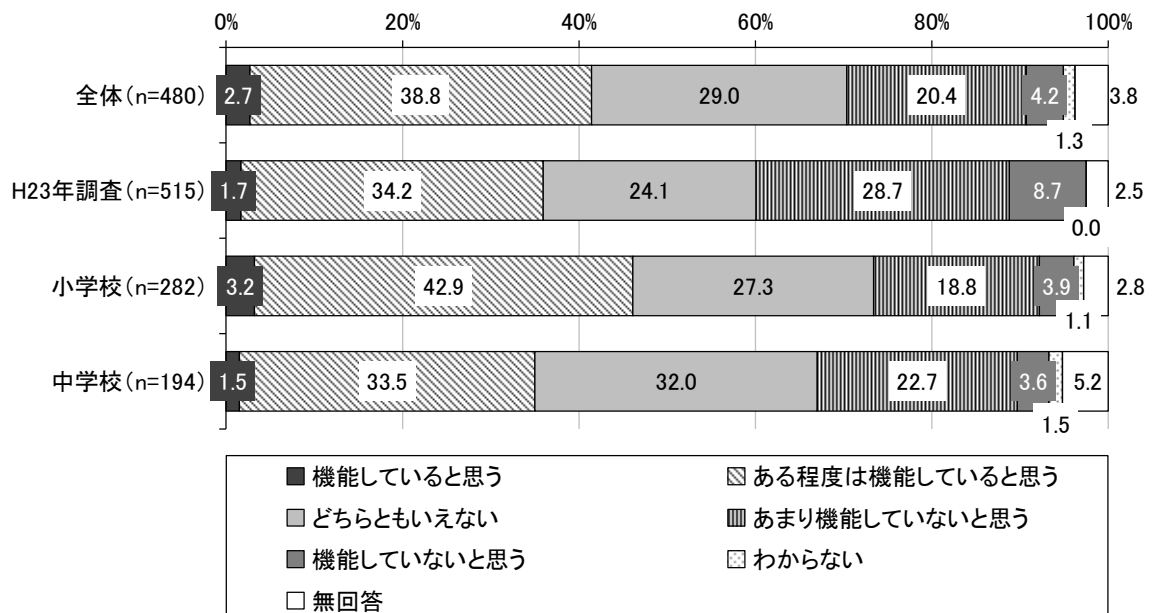
平成23年調査と比較すると、小・中学生保護者では《機能している》が7.0ポイント、小・中学校教職員では5.6ポイント、それぞれ増加し、特に教職員では「あまり機能していないと思う」と「機能していないと思う」を合計した《機能していない》が10ポイント以上減少しています。

学校別にみると、中学校教職員では《機能している》が35.0%となっています。

■【小・中学生保護者】周辺の社会を見まわして、家庭教育、地域の教育力が機能していると思いますか。(それぞれにひとつずつ〇)

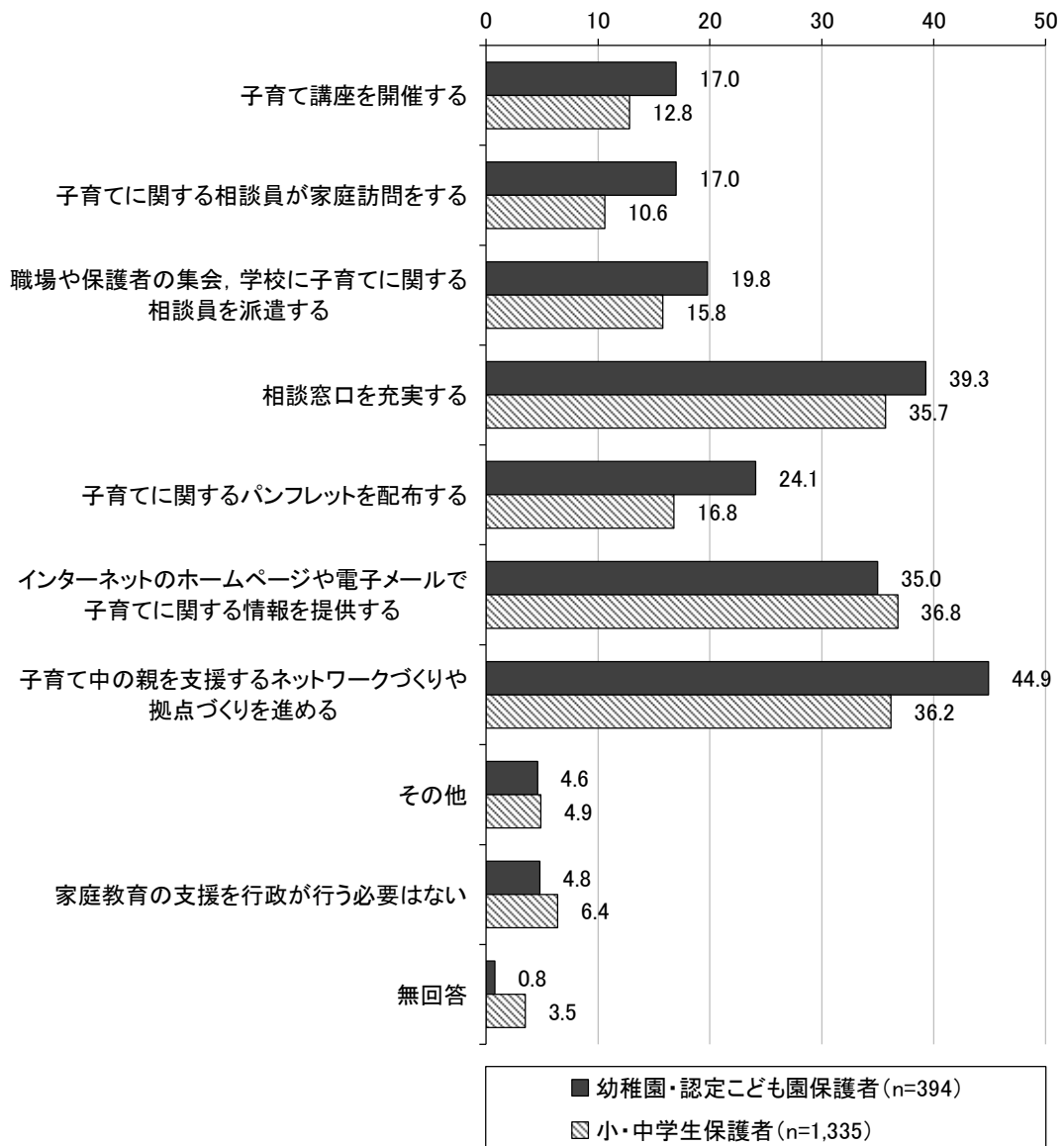


【小・中学校教職員】周辺の社会を見まわして、家庭教育、地域の教育力が機能していると思いますか。(それぞれにひとつずつ〇)



家庭の教育力を高めるために行政に支援を期待することについてみると、幼稚園・認定こども園保護者、小・中学生保護者いずれも「相談窓口を充実する」「インターネットのホームページや電子メールで子育てに関する情報を提供する」「子育て中の親を支援するネットワークづくりや拠点づくりを進める」の3項目が多くなっています。

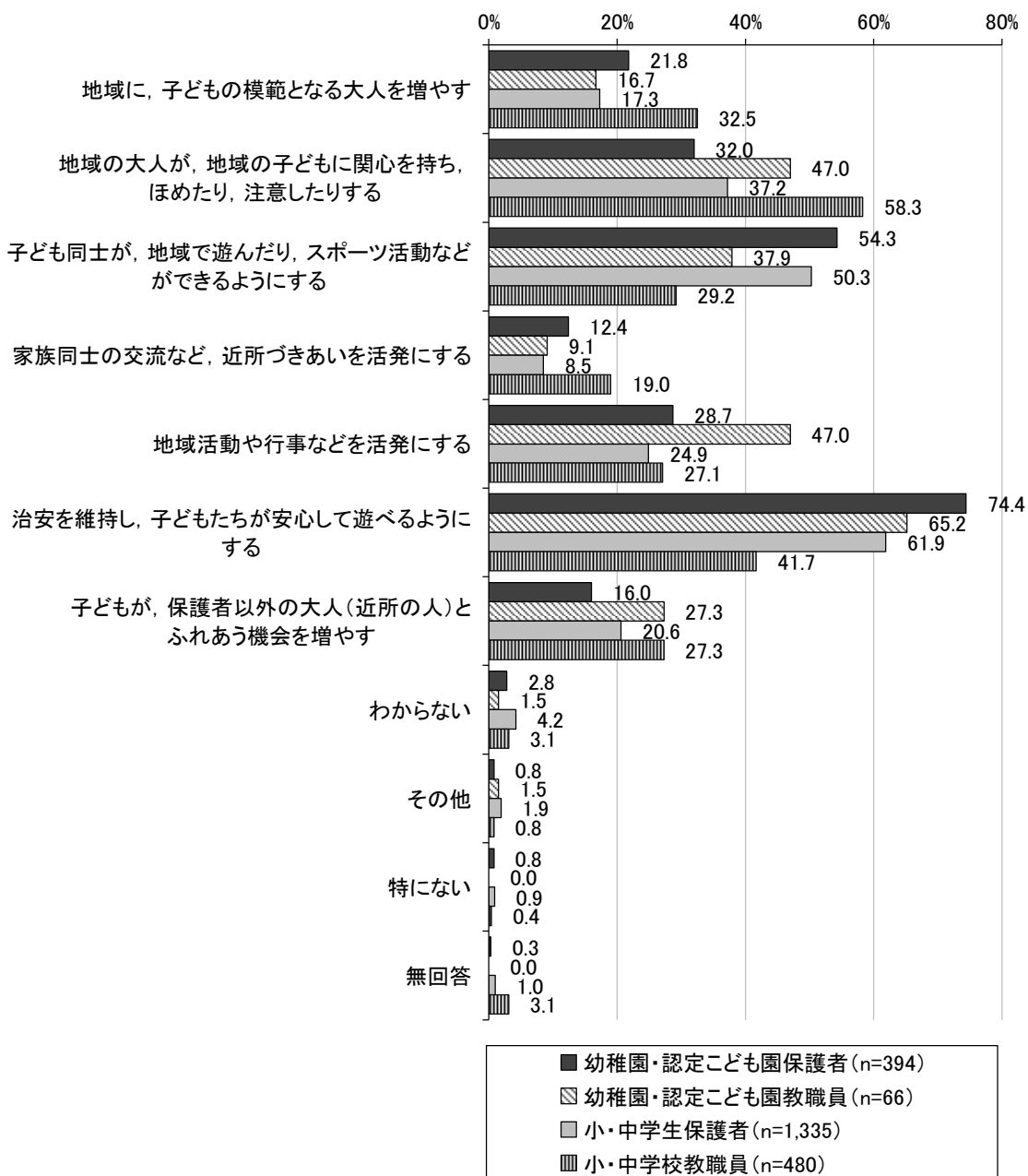
■【幼稚園・認定こども園保護者】【小・中学生保護者】「家庭の教育力」を高めるために行政に支援を期待することは何ですか。(主なもの3つまで○)



地域の教育力を高めるために必要な取組みについてみると、幼稚園・認定こども園の保護者と教職員、小・中学生保護者では「治安を維持し、子どもたちが安心して遊べるようにする」が最も多くなっています。

また、保護者では「子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができるようにする」が教職員と比較して高く、教職員では「地域の大人が、地域の子どもに関心を持ち、ほめたり、注意したりする」が保護者と比較して高くなっています。

■【幼稚園・認定こども園保護者】【幼稚園・認定こども園教職員】【小・中学生保護者】【小・中学校教職員】
「地域の教育力」を高めるためにどのような取組みが必要だと思いますか。(主なもの3つまで○)

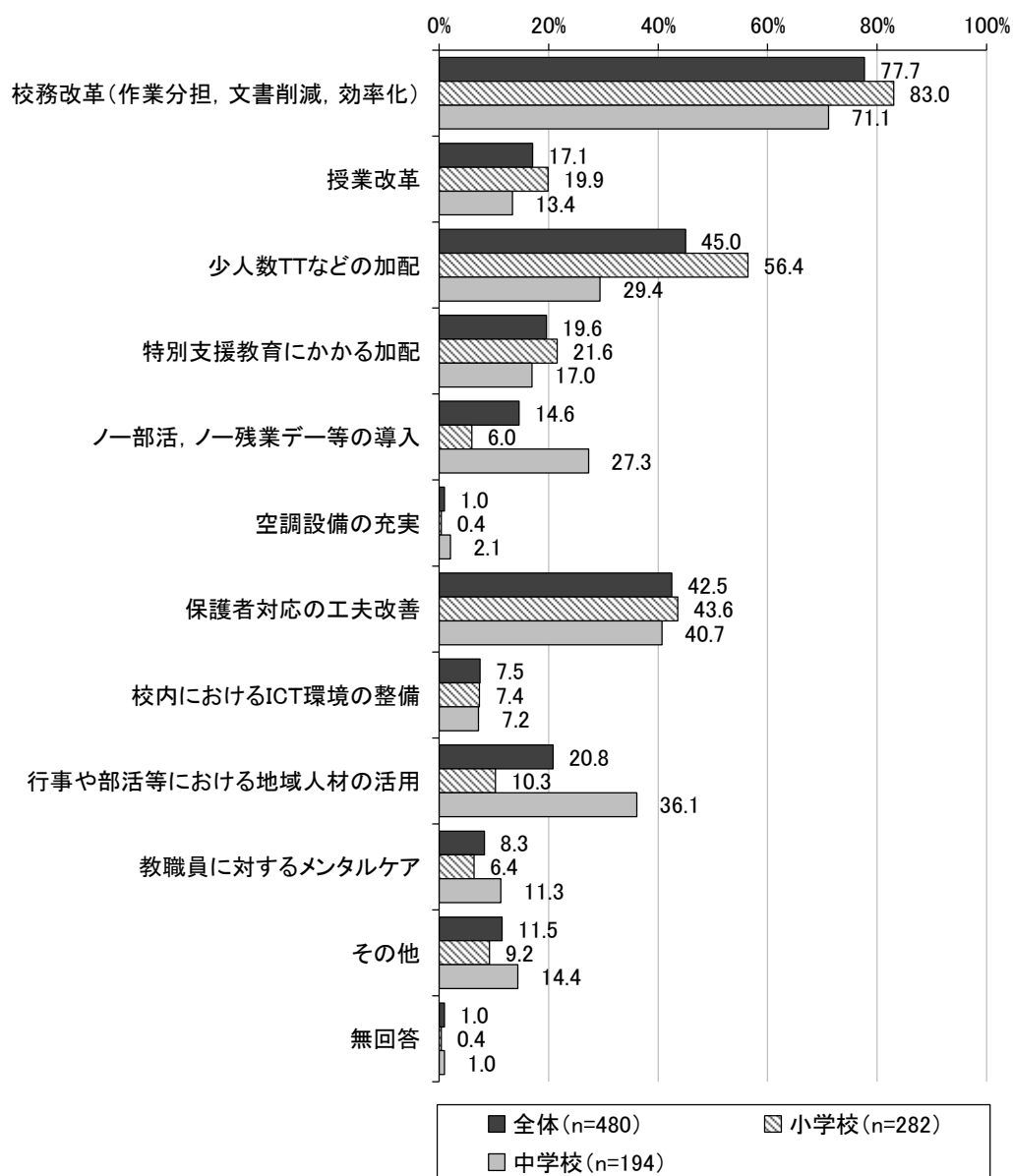


④教職員の多忙感を解消するために必要なこと

教職員の多忙感を解消するために必要なことについてみると、「校務改革(作業分担, 文書削減, 効率化)」が77.7%と最も多く、次いで「少人数TTなどの加配」が45.0%、「保護者対応の工夫改善」が42.5%となっています。

学校別にみると、小学校、中学校ともに「校務改革(作業分担, 文書削減, 効率化)」が最も多くなっています。また、小学校では「少人数TTなどの加配」が中学校と比べて多く、中学校では「ノ一部活, ノー残業デー等の導入」「行事や部活等における地域人材の活用」が小学校と比べて多くなっています。

■【小・中学校教職員】教職員の多忙感を解消するためにどんなことが必要だと思いますか。(主なもの3つまで○)

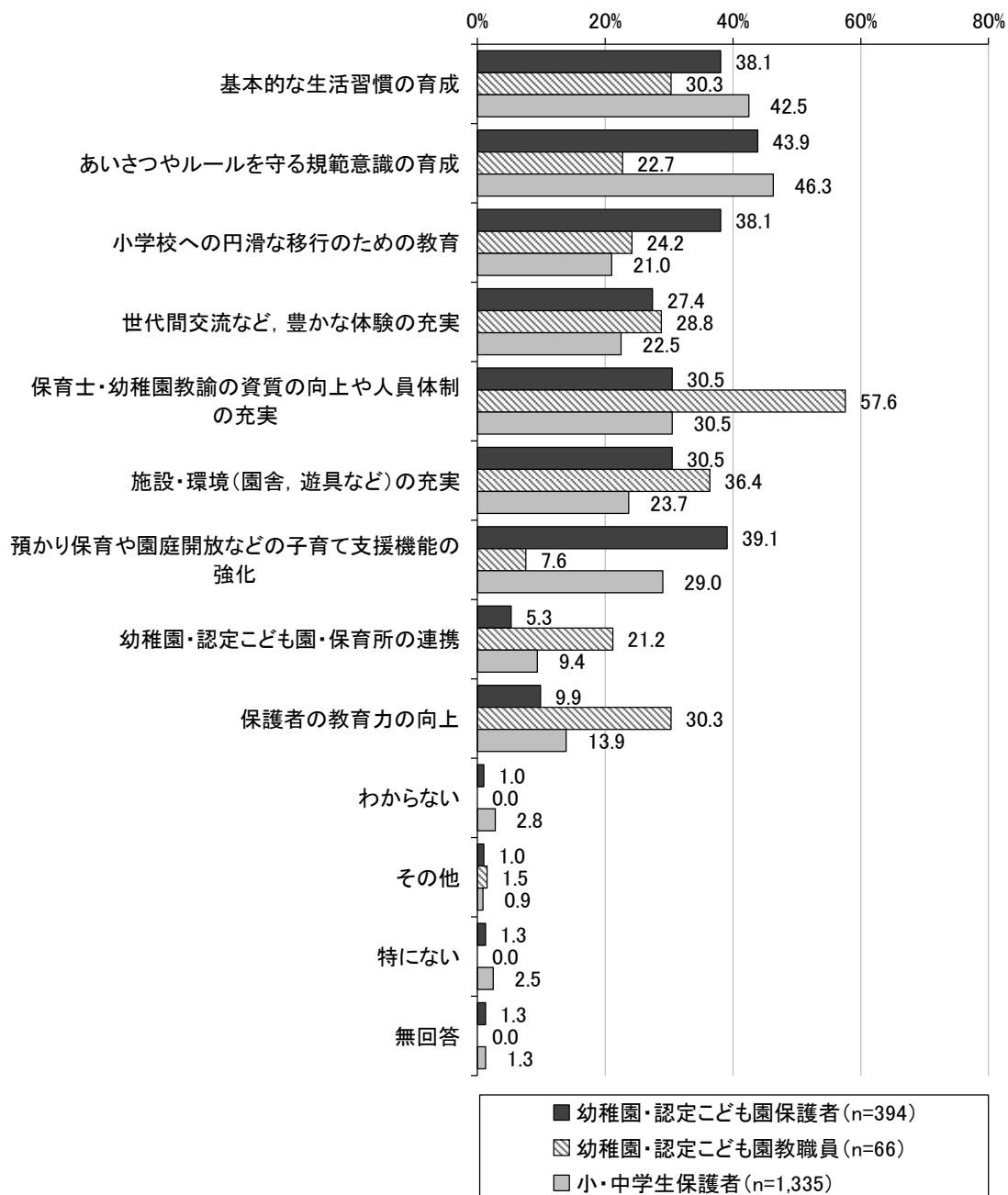


⑤市の教育施策について

神栖市の幼児教育の充実のために必要な取組みについてみると、幼稚園・認定こども園保護者では「小学校への円滑な移行のための教育」「預かり保育や園庭開放などの子育て支援機能の強化」が他調査と比べて高くなっています。

幼稚園・認定こども園教職員では「保育士・幼稚園教諭の資質の向上や人員体制の充実」「保護者の教育力の向上」が他調査と比べて高くなっています。

■【幼稚園・認定こども園保護者】【幼稚園・認定こども園教職員】【小・中学生保護者】神栖市の幼児教育の充実のためにどのような取組みが必要だと思いますか。(主なもの3つまで○)



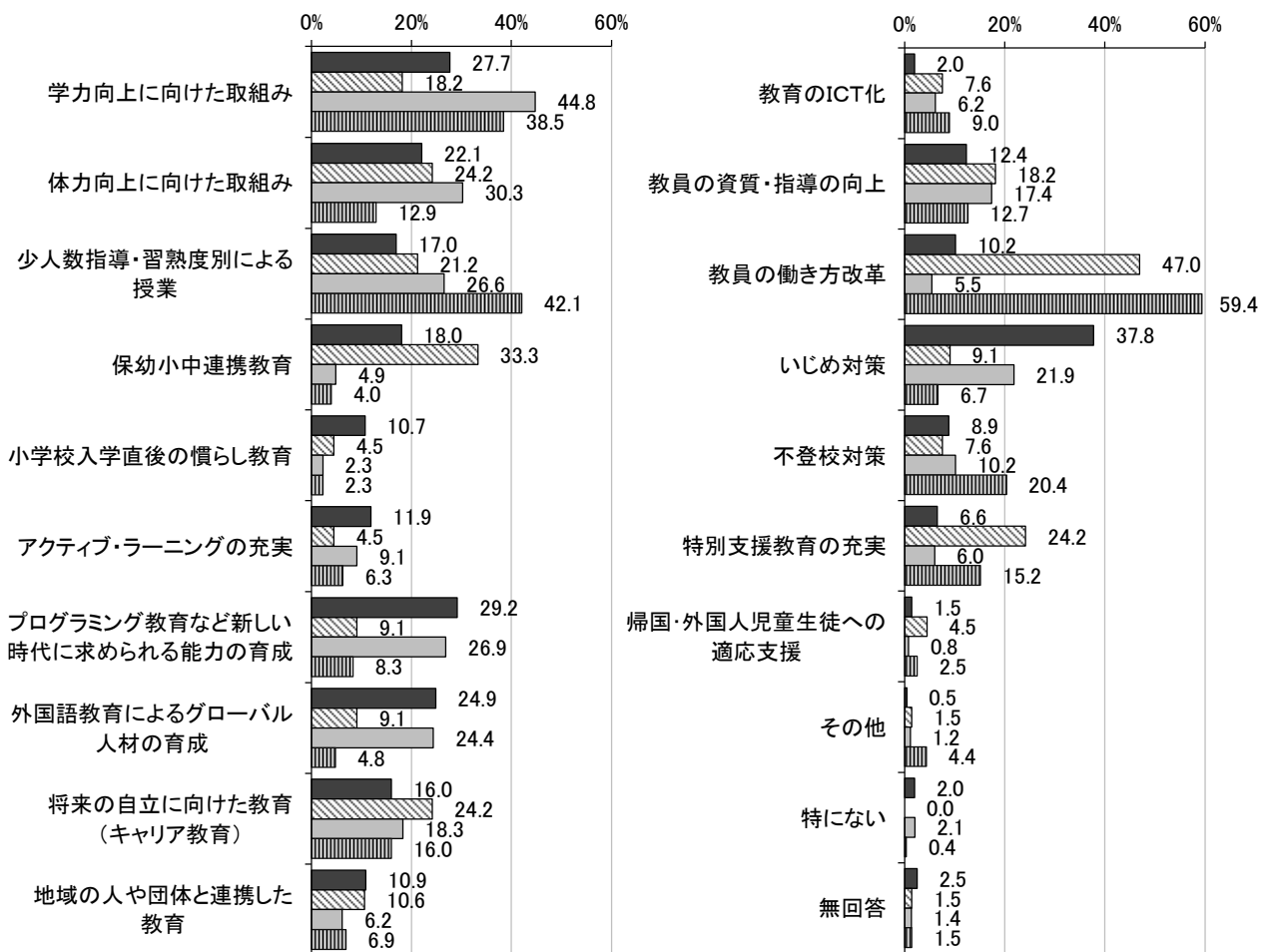
今後、神栖市の教育施策の推進のためにより充実すべき取り組みについてみると、保護者では「プログラミング教育など新しい時代に求められる能力の育成」「学力向上に向けた取り組み」が、教職員では「教員の働き方改革」が、それぞれ多くなっています。幼稚園・認定こども園保護者では「いじめ対策」が最も多くなっています。

■【幼稚園・認定こども園保護者】【幼稚園・認定こども園教職員】【小・中学生保護者】【小・中学校教職員】
 今後、神栖市の教育施策の推進のためにより充実すべきだと思う取り組みは何ですか。(主なもの3つまで○)
 【保護者】

	幼稚園・認定こども園	割合	小・中学生	割合
1位	いじめ対策	37.8%	学力向上に向けた取り組み	44.8%
2位	プログラミング教育など新しい時代に求められる能力の育成	29.2%	体力向上に向けた取り組み	30.3%
3位	学力向上に向けた取り組み	27.7%	プログラミング教育など新しい時代に求められる能力の育成	26.9%

【教職員】

	幼稚園・認定こども園	割合	小・中学生	割合
1位	教員の働き方改革	47.0%	教員の働き方改革	59.4%
2位	保幼小中連携教育	33.3%	少人数指導・習熟度別による授業	42.1%
3位	体力向上に向けた取り組み 将来の自立に向けた教育(キャリア教育) 特別支援教育の充実	24.2%	学力向上に向けた取り組み	38.5%



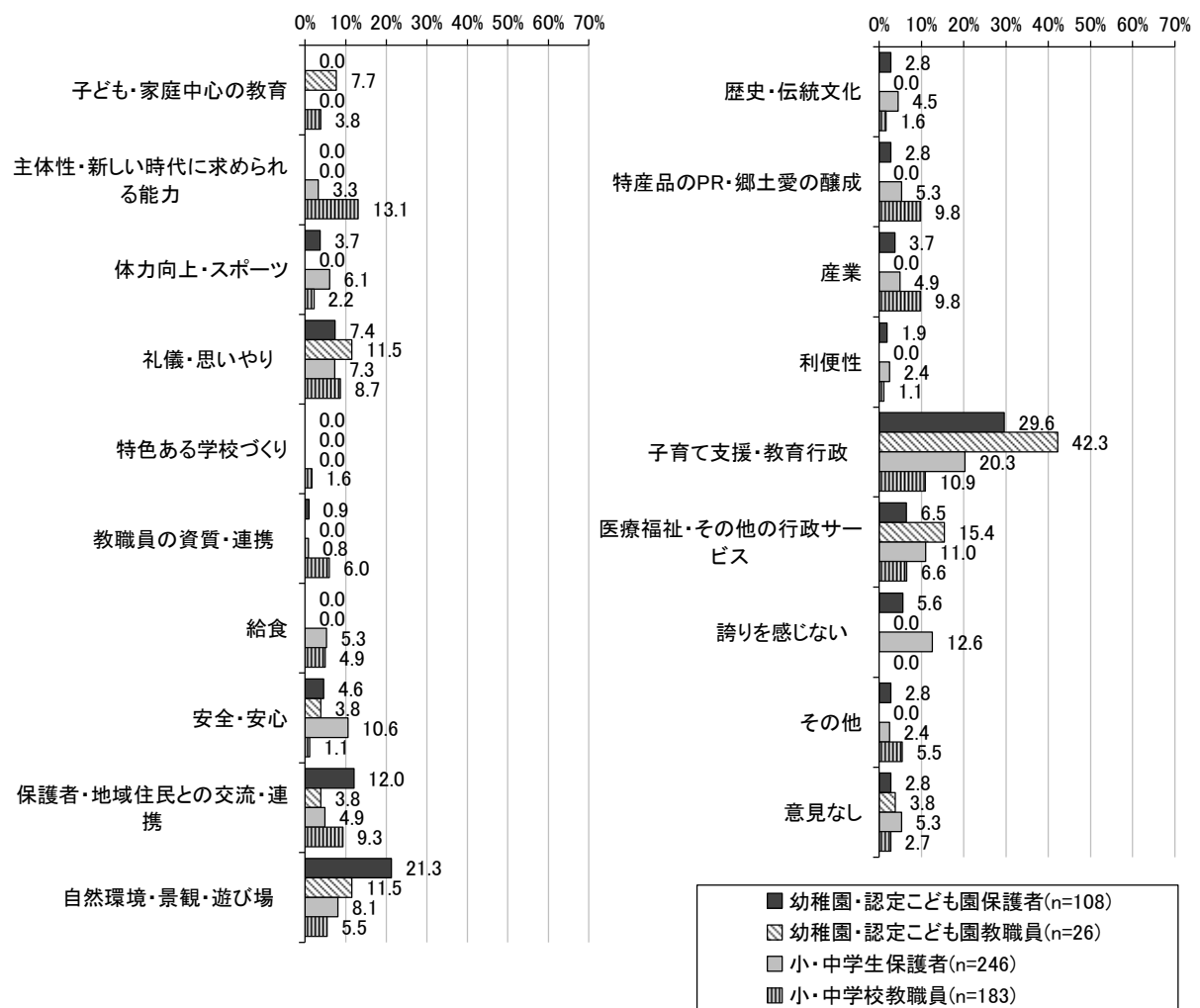
■ 幼稚園・認定こども園保護者 (n=394)
 ▨ 幼稚園・認定こども園教職員 (n=66)
 □ 小・中学生保護者 (n=1,335)
 ▩ 小・中学校教職員 (n=480)

市の特徴や誇りとして大切にしていきたいことについていただいたご意見を項目ごとに整理すると、いずれの調査も「子育て支援・教育行政」が多く挙げられました。

幼稚園・認定こども園と小・中学生を比べると、幼稚園・認定こども園では「自然環境・景観・遊び場」が高くなっています。

また、小・中学校教職員では「主体性・新しい時代に求められる能力」「教職員の資質・連携」「特産品のPR・郷土愛の醸成」「産業」が他調査と比べて高くなっています。

■【幼稚園・認定こども園保護者】【幼稚園・認定こども園教職員】【小・中学生保護者】【小・中学校教職員】市の特徴や誇りとして、これからも大事にしていきたいと思うことはどのようなことですか。(自由記述)



第3節 第2期計画の成果と課題

平成30年度から令和4年度を計画期間とする第2期計画は、3つの基本目標を設定し、教育行政の推進に取り組んできました。計画期間中、優先的に推進する施策として9つの重点施策を定め、関連する事業の目標指標を設定しました。

第2期計画の成果と課題の把握にあたって、9つの重点施策と目標指標に基づき、担当課による評価を行いました。

A: 目標を上回る成果・実績があった
B: ほぼ目標通りの成果・実績
C: 現状値(策定時)からあまり変化がなかった
D: 現状値(策定時)より悪化してしまった
E: 何らかの理由により評価不可

基本目標1 生きる力と確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識と技能を習得し、規範意識をもって主体的に行動する、心豊かで健康的な子どもを育てる教育の推進と、一人一人の多様性について理解し、互いを尊重する共生の心や国際性・郷土愛を身に付けた「かみす元気っ子」の育成に取り組んできました。

重点施策と数値目標

重点施策1 1-4 保育所(園)・幼稚園・小学校の連携の強化や接続の促進

- 授業公開については、コロナ禍においても人数制限をしながら実施することができました。
- 私立幼稚園・保育所(園)に対する保育公開は、公開を計画していましたが、コロナ禍の影響で実施することができませんでした。
- スタートカリキュラムを作成する小学校の割合は、令和3年度時点で91.7%と、ほとんどの学校で作成し、活用することができました。今後はスタートカリキュラムを活用する中で、課題改善をしていく必要があります。
- 接続期に目指す姿を指導案に記載することにより、保幼小接続に向けた教員の意識向上につながりました。課題としてはコロナ禍の影響により指導案を作成していない学校や、指導案の形式の変更により記載していない学校があるので、再度周知していく必要があります。

項目	目標のための考え方	単位・区分	実績値		目標値	総合評価
			平成30年度	令和3年度	令和4年度末	
市立幼稚園・認定こども園・小学校の保育及び授業公開の割合	保育所(園)・幼稚園・小学校の連携を強化するとともに相互間の共通理解を図り、保幼小の滑らかな接続に努めます。	市立幼稚園・認定こども園・小学校	33.3%	100.0%	100%	B
私立幼稚園・保育所(園)に対して保育公開をする市立幼稚園・認定こども園の割合		市立幼稚園・認定こども園	0%	0%	100%	E

スタートカリキュラム作成の割合(小学校)	小学校	7.1%	91.7%	100%	B
接続期に目指す姿の指導案への記載の割合	小学校	0%	16.7%	100%	C

重点施策と数値目標

重点施策2 2-1 確かな学力を身に付ける教育の推進

- 小学校及び中学校において、学習指導補助員の活用により、基礎的・基本的な内容の定着や個に応じた指導の充実を図りました。全国学力・学習状況調査で正答率が70%以上の設問数の割合について、小学校は平成30年度から増加し、全国平均程度の正答率となっています。中学校は割合が低下し全国平均よりやや低い正答率となっており、徐々にその差が広がっている状況です。今後も引き続き結果の分析と授業改善を行う必要があります。

項目	目標のための考え方	単位・区分	実績値		目標値	総合評価
			平成30年度	令和3年度	令和4年度末	
全国学力・学習状況調査で正答率が70%以上の設問数の割合	基礎的な知識・技能を習得し、自ら考え、判断し、表現する力を育むとともに、確かな学力の育成に取り組んでいきます。	小学校	47.7%	50.0%	60%	C
		中学校	45.1%	40.0%	60%	D

重点施策と数値目標

重点施策3 2-2 豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進

- 校内だけでなく、外部機関とも連携して生徒指導の諸問題に対応しましたが、令和元年度から継続して長期欠席児童生徒数は増加しており、令和3年度は402人となっています。第2期計画の期間は、コロナ禍の影響により、休校や分散登校、オンライン授業等、これまでとは異なる日々が続いている状況であり、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような取り組みが必要となっています。

項目	目標のための考え方	単位・区分	実績値		目標値	総合評価
			平成30年度	令和3年度	令和4年度末	
小・中学校長期欠席児童生徒数	学習や人間関係など学校生活に関する心配や悩み、問題行動の未然防止と解消を図るため、長期欠席児童生徒への支援の充実に努めます。	人数	209/7,986	402/7,543	180/7,916	D
		割合	2.62%	5.33%	2.27%	D

重点施策と数値目標

重点施策4 2-6 新しい時代に対応する教育の推進

- 無線LANは市内小・中学校22校で整備が完了し、コンピュータ活用教育の充実を図ることができました。また、プログラミング的思考を育成するための専門家による研修会を実施しているほか、市内小中学校において情報モラル教育に関する授業を実施しました。今後は、セキュリティの向上及び活用に向けた教職員への研修が課題となっています。

項目	目標のための考え方	単位・区分	実績値		目標値	総合評価
			平成30年度	令和3年度	令和4年度末	
各小・中学校の無線LAN整備	ICT機器の活用環境整備に努め、新しい時代に対応する教育の推進を図ります。	小中学校(校)	0	22	22	A

基本目標2 学びを支える教育環境の整備

児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の維持管理や教職員の資質向上、特色ある教育活動や地域に根差した開かれた学校づくりを推進し、より良い教育環境の整備に取り組んできました。

重点施策と数値目標

重点施策5 3-2 一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実

- 学校施設の整備充実に向けて、トイレの洋式化及びエアコン整備に取り組み、概ね目標値を達成しています。今後も「神栖市学校施設等長寿命化計画」に基づき、児童生徒が安全・安心に学校生活を過ごせるよう、計画的に施設整備を推進する必要があります。
- 特色ある学校づくりの推進に向けて、わかる授業づくりと協働する楽しさを感じられるように努めています。コロナ禍において、話し合い活動が停滞していることが課題となっています。
- 小・中学校教職員が研修を通じて、個人の授業改善に取り組むとともに、内容を校内教職員と共有しています。その結果、教職員が校内外の研修や研究会の成果を教育活動に積極的に反映させていると回答する学校の割合は小中学校いずれも目標値を達成しています。

項目	目標のための考え方	単位・区分	実績値		目標値	総合評価
			平成30年度	令和3年度	令和4年度末	
トイレの洋式化及びエアコンの導入	市内の学校施設において、トイレの洋式化及びエアコンを整備することにより、より良い教育環境の整備を図ります。	トイレ整備率	71.0%	85.3%	86%	B
		エアコン整備率	12.0%	100.0%	100%	B
学校が楽しいと回答する児童生徒の割合	各学校の特色ある活動を推進することで、児童生徒が母校への誇りと愛着を持ち、学校生活が楽しくなるよう取り組んでいきます。	小学校	71.1%	87.9%	80%	A
		中学校	54.0%	86.0%	70%	A
教職員が、校内外の研修や研究会に参	学校を取り巻く社会環境の変化に伴い、学校教育に期待される	小学校	71.4%	93.5%	90%	A

加し、その成果を教育活動に積極的に反映させていると回答する学校の割合	内容も多様化していることから、各種研修を充実させて資質向上に取り組んでいきます。	中学校	50.0%	80.0%	75%	A
------------------------------------	--	-----	-------	-------	-----	---

基本目標3 地域社会と連携した教育の推進

家庭の教育力向上や地域一体となって「かみす元気っ子」を育てるための環境づくりの推進、社会教育・文化芸術の振興、スポーツの振興に取り組んできました。

重点施策と数値目標

重点施策6 5-1 家庭教育の充実

- 家庭教育学級生の研修会参加人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式での開催が難しく、大きく減少しています。一方で、感染対策のためオンラインにより研修会を開催するなど、共働き世帯でも参加しやすい環境をつくることができました。今後も保護者のニーズを取り入れながら、講座の内容を精選していく必要があります。
- 子育て講座の参加人数は、少子化や新型コロナウイルス感染症の影響で伸び悩んでいますが、各幼稚園、小・中学校で家庭教育学級を開設することにより、幅広い世代や地域の保護者が参加しています。今後は状況に応じて、子育て講座の内容や講師の選定について改善していく必要があります。

項目	目標のための考え方	単位・区分	実績値		目標値	総合評価
			平成30年度	令和3年度	令和4年度末	
家庭教育学級生の研修会参加人数(延べ人数)	家庭教育学級の講座を充実させ、参加人数の増員に努めます。	(人)	3,800	845	3,900	E
子育て講座の参加人数	子育て中の市民が各種講座に参加しやすいような環境づくりを目指します。	(人)	1,000	939	1,100	C

重点施策と数値目標

重点施策7 6-1 社会教育の振興と充実

- 社会教育における多様な学習機会の充実に向けた定期講座の開催数は令和元年度で141講座と目標値を大きく上回りました。その後も140程度の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う茨城県非常事態宣言等により、公共施設の休館が求められたことから、100前後の実施となりました。引き続き様々なテーマの学習機会を提供し社会教育事業の振興を図るとともに、市民が気軽に参加できるよう、情報提供の工夫が課題となっています。

項目	目標のための考え方	単位・区分	実績値		目標値	総合評価
			平成30年度	令和3年度	令和4年度末	
定期講座の開催数	市民に様々なテーマの学習の機会を提供し、社会教育事業の振興を図ります。	(講座)	106	102	110	E

重点施策と数値目標

重点施策8 6-2 図書館機能の整備充実

- 目標達成には至っていませんが、資料費を確保し、多様な資料を確保できていることにより、市民一人当たりの貸出数が6.6冊と、コロナ禍においてもこれまでと同様の水準を維持することができました。市民一人一人の課題解決に役立つ図書館には、多種多様で豊富な資料が必要ですが、適切な蔵書管理を図る上でのバランスを維持することが課題となっています。

項目	目標のための考え方	単位・区分	実績値		目標値	総合評価
			平成30年度	令和3年度	令和4年度末	
年間の資料購入数	市民一人一人の課題解決に役立つ図書館には、多種多様で豊富な資料が必要であり、人口増加に応じた資料購入に努めます。	(冊点)	21,671	20,419	22,000	C

重点施策と数値目標

重点施策9 7-1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 市の施策を指定管理者が十分に理解し自主事業を積極的に展開したことにより、スポーツ教室の開催数が増加し、目標値を大きく上回ることができました。課題としては、新型コロナウイルス感染症の見極めが困難であるため、人数制限を解除すべき日の見通しが不透明であることや事業の中止等が今後も起こりうる事が挙げられます。また、運動施設の多くは老朽化が進んでいる状況にあり、施設の安全性と機能を継続的に確保するため、効率的・効果的な点検・修繕が求められている状況です。

項目	目標のための考え方	単位・区分	実績値		目標値	総合評価
			平成30年度	令和3年度	令和4年度末	
スポーツ教室の開催数	各種スポーツ教室を自主的に企画・運営する団体を支援し、さらなるスポーツ活動の推進に努めます。	(教室)	44	154	80	A

第4節 教育課題の整理

統計、アンケート結果、第2期計画の成果と課題及び社会潮流を踏まえ、本市における教育課題を以下のとおりまとめました。

- 1 本市では、若者世代の流入や生活スタイルの変化による保育ニーズの多様化が進んでおり、幼稚園及び保育所(園)の機能を併せ持つ認定こども園への移行に努めているところです。
茨城県では令和4年度から令和7年度を計画期間とする「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」に基づき、多様な主体の連携による就学前教育の推進強化に取り組んでおり、就学前教育のさらなる充実に向けては、小学校教育との接続の一層の強化が求められているところです。
第2期計画において、市立幼稚園・認定こども園・小学校の保育及び授業公開やスタートカリキュラム^{※1}の作成には目標どおり取り組むことができた一方、私立幼稚園・保育所(園)に対する保育公開、接続期に目指す姿の指導案への記入はコロナ禍の影響により目標達成が難しい状況でした。また、アンケート調査では保幼小連携を進めるために必要なこととして「人員配置や時間的な余裕」が6～7割と幼稚園・認定こども園、小学校教職員いずれも最も高く、次いで「連携すべき学校等に関する情報」が約4割となっており、教職員の働き方改革や、連携体制の強化に引き続き取り組む必要があります。
- 2 本市では学力の向上に向け、平成25年度から「神栖市授業スタイル」の確立に取り組んでおり、令和元年度からは第3ステージ「進化期(継続発展的な学力向上及び資質・能力の向上)」として、「神栖市授業スタイル」の自校化・自分化に取り組んでいるところです。
また、この間に学習指導要領の改訂が約10年ぶりに実施され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となりました。学校で学んだことが、子どもたちの「生きる力」となること、また、これからの社会がどんなに変化し予測困難な時代になっても、持続可能な社会の創り手として、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動する人材育成を目指すものとなっています。
本市における、全国学力・学習状況調査で正答率が70%以上の設問数の割合について、小学校は平成30年度から増加し、全国平均程度の正答率となっていますが、中学校は割合が低下し全国平均よりやや低い正答率となっており、徐々にその差が広がっている状況です。また、アンケート調査では教育施策の推進のためにより充実すべき取組みとして、幼稚園・認定こども園、小・中学生の保護者のいずれも「学力向上に向けた取組み」「プログラミング教育など新しい時代に求められる能力の育成」が上位となっており、知・徳・体のバランスの取れた人格形成と予測困難な時代を生き抜くための能力育成に引き続き取り組む必要があります。
- 3 日常の様々な場面でICTが導入されている現代社会において、ICTを活用するための知識・スキルの習得は欠かせないものとなっています。国では「GIGAスクール構想」を掲げ、地方自治体の児童生徒一人一台のタブレット端末配備や高速大容量通信ネットワーク整備等への支援を行

※1 小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのこと。

っています。本市においても令和3年度から学校でのタブレット活用が本格実施されており、個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与するものとして、引き続き適切に活用するための環境整備に取り組む必要があります。

また、ICT活用は教職員の校務負担軽減に寄与するものとしても期待されています。教職員の多忙化は、近年深刻な課題として注目されており、本市におけるアンケート調査においても教職員の働き方改革が求められているところです。校務の効率化のほか、部活動のあり方の検討や地域人材の活用等に取り組む必要があります。

- 4 少子化や核家族化など、子育て家庭を取り巻く状況の変化により家庭での教育力の低下が懸念される中、家庭や地域と学校が連携・協働して「かみす元気っ子」の育成に取り組むことが重要です。アンケート調査では、家庭教育・地域の教育力が機能しているかについて、平成23年に実施した調査と比較すると「機能している」「ある程度は機能している」回答が小・中学生の保護者と教職員でやや増加しているものの、特に小・中学校教職員から自由意見として、家庭教育に対する課題認識が多く挙げられました。こうした家庭の教育力を高めるために行政に支援を期待することとして、保護者からは子育てに関する情報提供、子育て中の親を支援するネットワークや拠点づくりへのニーズが高くなっています。

また、本市では地域に根ざす開かれた学校づくりとして各幼稚園、各小中学校で、学校評議員会議を実施していますが、今後は学校と地域住民等が協働しながら子ども達を育む「地域とともにある学校」への転換を目的とした「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の全小中学校導入を目指し、引き続き取り組む必要があります。

- 5 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、人々の生命や健康に対する重大な脅威となっただけではなく、日本でも令和2年4月に特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されるなど、外出自粛やイベント開催・施設使用の制限等、国民生活や経済にも大きな影響を与えました。このようなコロナ禍の影響により、休校や分散登校、オンライン授業等、これまでとは異なる日々が続いている状況であり、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような取組みが必要となっています。

本市では校内と外部機関とが連携して生徒指導の諸問題に対応しましたが、長期欠席児童生徒数は令和元年度から継続して増加している状況です。

また特別支援教育の充実に取り組むとともに、外国につながる児童生徒や増加する日本語指導が必要な児童生徒への対応など、誰もが安心して学び、育つことができるセーフティネットを構築・強化していくことが求められます。

- 6 生涯にわたり学び続ける環境づくりに向けて、令和2年度に「第2期神栖市スポーツ振興基本計画」を、令和3年度に「神栖市第2次生涯学習推進計画」を策定しました。生涯を通じて学び続け、その成果を社会に生かし、充実した生活を送ることができるよう、また、誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる豊かでうるおいのあるスポーツ社会を実現することができるよう、引き続き取り組む必要があります。

さらに、スポーツ活動や文化芸術活動の拠点である市内運動施設や文化センターについては、「神栖市運動施設等長寿命化計画」及び「神栖市文化センター・中央公民館長寿命化計画」に基づき、長期的な視点で計画的かつ効率的に施設の修繕・改修を進める必要があります。

第3章

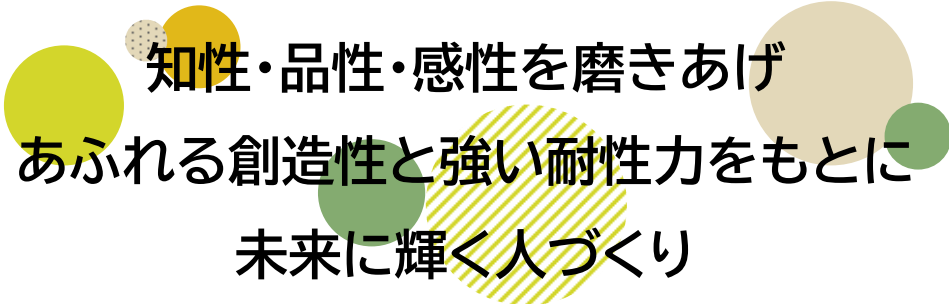
教育目標と施策展開の方向

第1節 本市の教育目標

- 1 じょうぶな身体と、たくましい心をもつ人間性豊かなひとづくり
- 2 知恵と技をもち、未来をひらく向上心みなぎるひとづくり
- 3 郷土を愛し、協力しあい、活力あふれるやすらぎのまちを創造するひとづくり

本市ではこれまで、上記の3つを教育目標として定め、教育行政を推進してきました。本計画も、この教育目標の実現を視野に入れつつ、着実な施策の推進を図ります。

第2節 計画の基本テーマ



**知性・品性・感性を磨きあげ
あふれる創造性と強い耐性力をもとに
未来に輝く人づくり**

今日、急速な少子高齢化の進行による地域格差の拡大や、高度情報化の進展、とりわけ情報端末の進化と普及による社会構造の変化など、私たちを取り巻く環境は、大きな変革の時期を迎えています。このような社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、そうした変化はどのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっています。

このような変化の激しい時代の中で、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための「生きる力」を備えた人材育成に、社会全体で取り組むことが必要となっています。学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた人格形成を目指し、社会の中で創造性豊かにたくましく生きる子どもを育てていくとともに、未来を担う子どもたちが様々な人々との交流を行い、子どもたちのチャレンジ精神を社会全体で醸成し、支援していく地域社会の構築が重要となってきます。

第3期計画の施行にあたっては、第1期及び第2期の実績を踏まえ、浮かび上がってきた課題に対してブラッシュアップする必要があります。このことから、本市の教育目標を踏まえ、基本テーマ

を「知性・品性・感性を磨きあげ あふれる創造性と強い耐性力をもとに 未来に輝く人づくり」とします。これには本市の子どもたちに、耐性力を身につけ、知育・徳育・体育をバランス良く伸ばして欲しいという願いが込められています。

神栖市の教育目標や本計画の基本テーマの実現に向けて、未来の神栖市を担う子どもたち「かみす元気っ子」を学校・家庭・地域社会そして行政がそれぞれ連携・協働しながら、役割を果たすとともに、市民みんなで「支え合い、ともに成長」していく環境づくりを進めます。

目指すべき子どもたちの姿

「かみす元気っ子」

自ら学び・考え、身に付けた知識や技能を社会環境の変化の中で、表現し、行動できる元気っ子

一人一人の多様性について理解し、思いやりや国際性・郷土愛を身に付けた元気っ子

人との豊かな関わりの中で、たくましく、しなやかに成長し、夢や希望に向かってチャレンジする元気っ子

第3節 計画の基本目標

神栖市が、今後4年間を見通して目指すべき教育の姿として、次の4つの基本目標を設定し、特色ある教育活動などを通して、市民みんなで「かみす元気っ子」を育む教育行政を推進します。

基本目標1 生きる力と確かな学力の育成

確かな学力を身に付けさせるために、基礎的・基本的な知識と技能を習得し、規範意識をもって主体的に行動する、心豊かで健康的な子どもを育てる教育を推進します。また、一人一人の多様性について理解し、互いを尊重する共生の心や国際性・郷土愛を身に付けた「かみす元気っ子」を育みます。

基本目標2 地域社会と連携した教育環境の推進

児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の維持管理を計画的に行うとともに、教職員の資質向上や働き方改革により、教職員が「かみす元気っ子」と向き合い、成長を十分にサポートできる体制づくりに努めます。また、学校と家庭や地域が一体となって、特色ある教育活動や地域とともにある学校づくり、様々な体験機会の確保に取り組むことで、よりよい教育環境の整備に努めます。

基本目標3 安心して学び育つためのユニバーサルデザイン

障がいのある子どもや日本語指導の必要な子ども等が自分に合った学習環境で着実に学び、成長し、自己実現できる体制づくりに向け、関係機関との連携により取り組みます。また、子どもや家庭が抱える課題の複雑化・多様化が進んでいる中、いじめや不登校、問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決に向け、関係機関との連携による教育相談及び支援体制の充実を図ります。

基本目標4 生涯にわたり学び続ける環境づくり

様々な社会教育・文化芸術の振興、スポーツの推進により、市民一人一人が生涯を通じて学び、成長できる環境づくりに努めます。また、まち全体の活力と魅力を高め、本市への愛着と誇りを感じることができるよう、生涯学習活動・スポーツ活動を通して人々がつながり、結び付くことや、その成果を地域社会に発揮することができる体制づくりを推進します。

第4節 施策の体系

基本目標1 生きる力と確かな学力の育成

就学前教育	1-1	幼児の発達特性に応じた教育の充実
	1-2	地域や保護者に開かれた幼稚園・認定こども園経営の推進
	1-3	保育所(園)・幼稚園・小学校の連携強化・接続の推進
学校教育	2-1	確かな学力を身に付ける教育の推進
	2-2	豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進
	2-3	新たな時代を生きる力の育成
	2-4	人権教育の推進

基本目標2 地域社会と連携した教育環境の推進

学習環境	3-1	教育環境の整備・充実
	3-2	教職員の資質向上と働き方改革の推進
	3-3	児童生徒の安全確保
家庭教育	4-1	家庭教育の充実
地域連携	5-1	地域とともにある学校づくり
	5-2	青少年教育と明るい地域づくりの推進

基本目標3 安心して学び育つためのユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン	6-1	特別支援教育の推進
	6-2	多様なニーズに対応した教育の推進
	6-3	子どもや家庭に寄り添った相談支援の充実

基本目標4 生涯にわたり学び続ける環境づくり

社会教育・文化芸術	7-1	社会教育の振興と充実
	7-2	図書館サービスの充実
	7-3	文化芸術活動の推進
スポーツ・レクリエーション	8-1	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	8-2	スポーツ・レクリエーション施設の充実

第2編

基本計画

基本目標1 生きる力と確かな学力の育成

第1節 就学前教育

第2節 学校教育

基本目標2 地域社会と連携した教育環境の推進

第3節 学習環境

第4節 家庭教育

第5節 地域連携

基本目標3 安心して学び育つためのユニバーサルデザイン

第6節 ユニバーサルデザイン

基本目標4 生涯にわたり学び続ける環境づくり

第7節 社会教育・文化芸術

第8節 スポーツ・レクリエーション

計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理・評価

第3節 「誰一人取り残さない」教育の推進

基本目標 1

生きる力と確かな学力の育成

第1節 就学前教育

現状と課題

- ▶ 幼児期から小学校への円滑な接続を図り、発達や学びの連続性を確保することが大切だと考えます。関係機関の連携のもと、そのための支援を進める必要があります。
- ▶ 幼稚園施設の老朽化へ対応するため、園児の安全を確保しながら計画的に修繕や改修を行う必要があります。
- ▶ 少子化や核家族化など環境変化により、家庭・地域の教育力の低下が指摘されている中、家庭・地域と幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校の連携推進による就学前教育の充実が求められています。

基本方針

- ▶ 幼稚園教育環境の整備や魅力ある幼稚園づくりを目指し、幼稚園の適正配置を推進します。
- ▶ 幼児の発達の特性などに対応した幼稚園教育の充実を図るため、指導体制の整備・充実や指導方法の工夫・改善に努めます。
- ▶ 安全で安心な幼稚園生活が送れるよう、施設・設備を計画的に改修します。
- ▶ 学校との連携や情報交換などを実施するとともに、地域ぐるみで豊かな幼児教育を推進します。
- ▶ 各保育所(園)、幼稚園、小学校の連携の強化に向け、保幼小会議を開催し、保育・教育についての共通理解を図り、保幼小の滑らかな接続に努めます。

就学前教育	1-1	幼児の発達特性に応じた教育の充実
	1-2	地域や保護者に開かれた幼稚園・認定こども園経営の推進
	1-3	保育所(園)・幼稚園・小学校の連携強化・接続の推進

1-1 幼児の発達特性に応じた就学前教育の充実

施策1	幼児の主体的な活動に配慮した教育環境の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼児がのびのびと主体的活動を育むことができる教育環境の整備・充実を図ります。 ▶ 「遊び」を通じて、幼児が主体的に活動できる教育環境を整備します。 		教育総務課 学務課
施策2	指導計画や指導方法の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発達の特長や実情を考慮した適切な指導計画を作成し、引き続き学びの連続性を踏まえた指導の充実に努めます。 ▶ 幼児の特長に応じ、生きる力を育む学習を「遊び」を通じて実践します。 ▶ 教材・教具を工夫し、主体性を伸ばします。 		学務課 教育指導課

1-2 地域や保護者に開かれた幼稚園・認定こども園経営の推進

施策3	開かれた幼稚園経営	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼稚園の園庭開放による親子の交流、保護者の交流の場を提供するとともに、評議員制度の活用と外部評価を導入し、今後も開かれた幼稚園経営を推進します。 		学務課 教育指導課
施策4	認定こども園の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼稚園の適正規模適正配置を推進し、より良い就学前教育のあり方を研究しながら、幼稚園と保育所(園)の機能を持った認定こども園への移行についての検討をします。 		学務課

施策5	保・幼・小連携の強化や接続の促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校の連携や接続の充実を図るため、合同研修や教師、幼児・児童間交流、授業参観(市立幼稚園・認定こども園・小学校による市立・私立幼児教育施設及び小学校対象の保育及び授業公開)を推進します。 ▶ 各小学校区での保・幼・小連携会議を定期的に行うことで、各校・園の幼児・児童の実態の共通理解を図ります。 ▶ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導の工夫と幼児教育施設「園内リーダー」及び小学校「幼保小接続コーディネーター」を中心とした研修の充実により、保幼小の円滑な接続に努めます。 ▶ 一人一人の幼児・児童の実態に合った教育を支援します。 	学務課 教育指導課

第2節 学校教育

現状と課題

- ▶ 学力向上に向けては、市教諭の配置による少人数学級編制の実施や学習指導補助員・学習指導補助教員の配置によるきめ細かな学習支援を実施しています。さらに指導方法の工夫・改善に取り組む必要があります。
- ▶ 学力向上のための教育のほか、英語教育、情報教育、キャリア教育など、グローバル化し急速に変化する時代を生き抜く力を育むための教育を推進しています。

基本方針

- ▶ 確かな学力を身につけ、規範意識をもって主体的に行動する児童生徒を育てます。
- ▶ 県と連携して、市内の小学校・中学校・高等学校の授業内容や活動を充実させ、魅力ある学校づくりに努めます。
- ▶ 一人一人の多様性を理解し、共生の心や国際性、郷土愛を身につけた児童生徒を育てます。
- ▶ 環境に対する豊かな感受性を育成します。

学校教育	2-1	確かな学力を身に付ける教育の推進
	2-2	豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進
	2-3	新たな時代を生きる力の育成
	2-4	人権教育の推進

2-1 確かな学力を身に付ける教育の推進

施策6	学習指導の充実 ★重点施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 少人数学級編制の実施、学習指導補助員や学習指導補助教員の配置等によるチームティーチング等、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎的・基本的内容の定着に努めます。 	教育指導課
数値目標 (項目)	全国学力・学習状況調査における各校各領域の全国平均を上回った割合	
目標のための 考え方	少人数学級編制の実施、学習指導補助員や学習指導補助教員の配置等によるチームティーチング等、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図り、基礎的・基本的内容の定着に努めます。	
令和5年度 (4/1 現在)	小学校 33% 中学校 29%	令和8年度末 小学校 60% 中学校 50%

施策7	主体的な学習態度の育成	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 校内研修や訪問指導の充実、各種研修会の実施等を通して、教員の資質向上に努め、学習指導方法の工夫・改善を図ります。 ▶ 家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図り、主体的な学習態度の育成に努めます。 	教育指導課

2-2 豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進

施策8	心の教育の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 道徳教育の年間指導計画や全体計画を見直し、継続的で調和のとれた心の教育を進めます。 ▶ 発達段階にふさわしい体験活動や交流活動を組み入れ、実感を伴った「心の育成」を目指します。 	教育指導課

施策9	学校体育・健康教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小学校では積極的な業間運動(2時間目と3時間目の間の長めの休み時間に行う運動)の実施を奨励し、運動量を増やすことで、児童の体力向上を図ります。 ▶ 学校体育、体育的学校行事の充実に取り組みます。 ▶ 保健では、薬物乱用防止教室等の外部講師を活用した授業を取り入れ、健康に対する意識の向上を図ります。 		教育指導課

施策10	体験的学習活動の創造	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自然豊かな環境や地域の特色を活かした体験活動をはじめ、伝統芸能体験活動等を取り入れることで、豊かな心の育成を目指します。 		文化スポーツ課

施策11	学校給食の充実 ★重点施策	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 給食を通して、正しい食習慣を向上させ、食事や栄養に関する基礎的な理解を深めます。 ▶ 児童生徒の健やかな成長と健康の保持・増進を図るとともに、食の安全・安心を目標として、内容の充実に努めます。 ▶ 神栖市の食と産業を児童生徒に伝えながら、日本および世界の各地に興味を持ってもらえるよう、「楽しい給食」の献立作成および提供に努めます。 		第一学校給食共同調理場

数値目標 (項目)	栄養教諭・栄養士による食に関する指導の実施回数		
目標のための 考え方	幼稚園及び小中学校の給食や授業時に食に関する指導を実施し、食育の推進を図るとともに、子どもたちが食に興味を持ってもらえるような献立作成に努めます。		

令和5年度 (4/1 現在)	530回	令和8年度末	550回
-------------------	------	--------	------

施策12	給食調理場の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県と連携しながら食育を実施する栄養教諭の配置に努めます。 		第一学校給食共同調理場

2-3 新たな時代を生きる力の育成

施策13	情報教育の充実	学務課 教育指導課
<ul style="list-style-type: none">▶ 個別最適化された学びや創造性を育む学びの提供に向けて整備された、1人1台のタブレット端末や通信ネットワークをより適切に、効果的に活用するための環境整備に努めます。▶ コンピュータ教育指導員を各小学校に派遣し、教員の学習指導支援や児童のコンピュータ活用能力・プログラミング的思考の育成に努めます。▶ 各学校に配置されている教育用コンピュータは、計画的に整備・更新を行います。▶ 各種情報等の共有・交換が可能となるよう環境を整備します。▶ 情報モラルの知識の理解を進めるとともに、適切な判断についての指導を充実させます。		
施策14	国際理解教育の推進	教育指導課
<ul style="list-style-type: none">▶ 外国語指導助手(ALT)の活用を通して、国際社会に対する理解を深め、広い視野を持った児童生徒の育成を図ります。▶ 自分の考えや意見を表現できるコミュニケーション能力の育成に努め、国際社会で活躍できる人間の育成を目指します。		

施策15	キャリア教育の推進 ★重点施策	
▶ 性別に関わらず個性を發揮できる働き方を、児童生徒が自ら選択できるよう、キャリア教育に取り組みます。	▶ 家庭、地域、社会と連携したキャリア教育体制の確立を図り、児童生徒一人一人の社会的職業的自立を推進します。	教育指導課

数値目標 (項目)	キャリア☆フェス参加者数
目標のための 考え方	キャリア☆フェスの活動を地域に発信し、市内外の企業・事業所や近隣の大学等のワークショップを行い、子どもたちが地域の方々と触れ合う機会が広がることで、これからどんな歩み、学びをするのかを考える取組みの推進に努めます。
令和5年度 (4/1 現在)	—
	令和8年度末
	3,000 人

2-4

人権教育の推進

施策16	一貫した人権教育の促進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼・小・中が連携し、発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、家庭や地域との連携も深めます。 		教育指導課 文化スポーツ課
施策17	学習活動の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県や関係機関と連携して、様々な創意工夫による効果的な啓発活動を推進します。 ▶ 各教科、道徳科、総合的な学習の時間等における学習活動を通じて人権教育の充実を図ります。 		教育指導課 文化スポーツ課
施策18	指導体制の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校教育や社会教育における人権教育の効果的な活動を推進するため、人権教育の意義やねらいを明確にし、指導者の共通理解と指導体制の強化を図ります。 		教育指導課 文化スポーツ課
施策19	男女平等の視点に立った教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基本的人権や互いの性に対する理解を深め、尊重する態度を身に付けていけるよう人権尊重教育や子どもの発達段階に応じた性に関する教育の充実に努めます。 ▶ 学校評議員会議・学校運営協議会等、学校教育に関する立案・決定の場において男女共同参画を推進するため、適正な男女構成比を確保します。 		教育指導課 文化スポーツ課

基本目標 2

地域社会と連携した教育環境の推進

第3節 学習環境

現状と課題

- ▶ 学力向上に向けては、市教諭の配置による少人数学級編制の実施や学習指導補助員・学習指導補助教員の配置によるきめ細かな学習支援を実施しています。さらに指導方法の工夫・改善に取り組む必要があります。
- ▶ 学校施設の老朽化へ対応するため、児童・生徒の安全を確保しながら計画的に修繕・改修を進める必要があります。

基本方針

- ▶ 確かな学力を身につけ、規範意識をもって主体的に行動する児童生徒を育てます。
- ▶ 子どもたちがより良い教育環境の中で学べるよう、学校の適正規模・適正配置を推進します。
- ▶ 安全で安心な学校生活を送れるよう、施設整備を推進します。

学習環境	3-1	教育環境の整備・充実
	3-2	教職員の資質向上と働き方改革の推進
	3-3	児童生徒の安全確保

3-1 教育環境の整備・充実

施策20	学校の適正規模・適正配置の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校の適正規模・適正配置を計画的に推進します。 ▶ 地域性やその成り立ちを充分踏まえた上で地域の合意を重視しながら学区変更の検討を進めます。 		学務課

施策21	学校施設・設備・教材等の整備充実 ★重点施策	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 長寿命化計画に基づき、今後の児童生徒数の推移を見極めて計画的に施設整備を進めます。 ▶ 教材等については、各学校の実情に応じ、計画的に整備します。 		教育総務課 学務課

数値目標 (項目)	タブレット学習を進めていく中での天板の大きな机の切替実績		
目標のための 考え方	タブレット学習を進めていく中で、従来の教科書やワークシート等の教材活用で手狭になっている机から天板の大きな机に切替していくことで、学習活動の充実を図ります。		
令和5年度 (4/1 現在)	261	令和8年度末	522

数値目標 (項目)	外壁改修工事の推進		
目標のための 考え方	老朽化が進んでいる施設の対策として神栖市学校施設等長寿命化計画の推進、また、今後の児童生徒の推進を見極めつつ、計画的に施設整備を進めます。		
令和5年度 (4/1 現在)	80%	令和8年度末	95%

施策22	学校施設のバリアフリー化	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校施設は災害時の避難所としての役割や保護者や地域住民等、多様な人々が利用する場であることから、施設を安全に利用するための対策としてバリアフリーを推進します。 		教育総務課

3-2 教職員の資質向上と働き方改革の推進

施策23 教職員の資質の向上	
<ul style="list-style-type: none">▶ より良い指導者の育成を図るため、授業研究や各種の研修体制の充実に努めます。▶ 指導方法の工夫・改善に向けた研修の充実や保・幼・小・中・高連携の推進等を通して、教職員の資質を高めます。	教育指導課
施策24 ICT活用等による校務の効率化	
<ul style="list-style-type: none">▶ 教職員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性を持って教育活動に取り組めるよう、ICT活用による校務の効率化を図り、教職員の働き方改革を推進します。	学務課

3-3 児童生徒の安全確保

施策25 地震・津波等に対応した防災教育の推進	
<ul style="list-style-type: none">▶ 災害時における危険を認識し、日常的備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断のもと、自らの安全を確保するための行動ができるよう防災教育の推進に取り組みます。	教育指導課
施策26 新たな感染症対策と教育活動の両立	
<ul style="list-style-type: none">▶ 感染症の流行下においては、適切な対策を講じた上で児童生徒の健やかな学びの機会を保障できるよう、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、教育活動の継続に努めます。▶ やむを得ず臨時休業等を行う場合も、ICTの活用等により学校と児童生徒の関係を継続し、児童生徒の学びを保障します。	教育指導課

第4節 家庭教育

現状と課題

- ▶ 公民館の定期講座などの生涯学習活動においては、多種多様な市民ニーズへの対応と感染症の対策を考慮した柔軟な事業展開の工夫が必要です。

基本方針

- ▶ 家庭教育に関する啓発や発達段階に応じた学習機会、情報の提供などを充実し、親と子どもがともに育つ家庭教育環境の創出に寄与することに努めます。
- ▶ 自発的な学習意欲を育て、知的・文化的水準の向上を図るため、多様な形態で、誰もが学べる学習機会の充実に努めます。

家庭教育	4-1	家庭教育の充実
------	-----	---------

4-1 家庭教育の充実

施策27	家庭教育の充実	
▶ 家庭教育に関する啓発や情報の提供などの充実に努め、親と子どもがともに育つ家庭教育環境の向上に努めます。		文化スポーツ課
施策28	子育て講座事業	
▶ 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供をするため、各種子育て講座を実施します。		文化スポーツ課
施策29	託児サービスの活用	
▶ 託児サービスを活用し、子育て中の市民が各種講座等に参加しやすい環境づくりに努めます。		文化スポーツ課 各公民館

第5節 地域連携

現状と課題

- ▶ 学校・地域相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支える学校運営協議会制度の導入が求められています。
- ▶ 青少年の非行防止や犯罪被害の未然防止に取り組むとともに、青少年育成に係る地域人材を育成する必要があります。

基本方針

- ▶ 青少年の豊かな心と自立性や協調性を育むため、自然体験や交流活動の充実を図ります。
- ▶ 青少年非行の未然防止、早期発見などにつながる活動を支援するとともに、青少年相談員、家庭、地域、学校関係機関などが連携し、青少年の健全育成に努めます。

地域連携	5-1	地域とともにある学校づくり
	5-2	青少年教育と明るい地域づくりの推進

5-1 地域とともにある学校づくり

施策30 コミュニティ・スクールの推進

- | | |
|--|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ これまでの学校評議員制度を引き継ぎながら、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」へ転換することで、学校と地域住民等が協働しながら子ども達を育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。 | 教育指導課
文化スポーツ課 |
|--|------------------|

施策31 部活動における地域連携

- | | |
|--|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「神栖市部活動の運営方針」に基づき、適正で魅力ある運動部活動を推進します。部活動指導員等、地域人材の積極的活用等を通じて生徒の競技力と指導者の指導力の向上を図ります。 ▶ 学校部活動の地域移行を推進します。 | 教育指導課
文化スポーツ課 |
|--|------------------|

施策32	青少年健全育成体制の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 青少年の健全育成、非行防止を図るために、青少年相談員によるイベント等での巡回活動を実施するとともに、関係機関、団体相互の連携を図ります。 ▶ 青少年の健全育成に関する啓発活動を行うとともに、「青少年の健全育成に協力する店」登録活動を実施し、青少年を見守るまちづくりを推進します。 		文化スポーツ課
施策33	子ども会活動の育成	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども会の魅力を発信し、加入促進を図るため、広報紙やホームページ等を活用した広報活動を推進します。 ▶ 子ども会活動に有用な情報提供を行うなどの運営支援を行うとともに、研修等指導者の育成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。 		文化スポーツ課
施策34	はたちのつどいの開催	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 二十歳となった市民を祝い励ますことを目的として、式典を開催します。 ▶ 地域社会の一員としての自覚を促し、社会活動への参加促進を図るため、「はたちのつどい実行委員会」を組織し、式典の企画・運営を行います。 		文化スポーツ課

基本目標3

安心して学び育つためのユニバーサルデザイン

第6節 ユニバーサルデザイン

現状と課題

- ▶ 発達障がいや障がいのある子どもは増加傾向にあることから、早期の教育相談の充実を図り、小学校及び特別支援学校小学部の入学に向けて円滑な接続ができるよう適切な支援を行う必要があります。
- ▶ 幼児期から小学校への円滑な接続を図り、発達や学びの連続性を確保することが大切だと考えます。関係機関の連携のもと、そのための支援を進める必要があります。
- ▶ 少子化や核家族化など環境変化により、家庭・地域の教育力の低下が指摘されている中、家庭・地域と幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校の連携推進による就学前教育の充実が求められています。

基本方針

- ▶ 一人一人の多様性を理解し、共生の心や国際性、郷土愛を身につけた児童生徒を育てます。
- ▶ 幼児の発達の特性などに対応した幼稚園教育の充実を図るため、指導体制の整備・充実や指導方法の工夫・改善に努めます。
- ▶ 各保育所、幼稚園、小学校の連携の強化に向け、保幼小会議を開催し、保育・教育についての共通理解を図り、保幼小の滑らかな接続に努めます。

ユニバーサルデザイン	6-1	特別支援教育の推進
	6-2	多様なニーズに対応した教育の推進
	6-3	子どもや家庭に寄り添った相談支援の充実

6-1

特別支援教育の推進

施策35	就学前の特別支援教育の充実	
▶	専門性のある幼児教育アドバイザーを派遣し、障がいや特性に応じた支援方法に係る理解を深め、就学前の特別支援教育の充実を図ります。	学務課 教育指導課
施策36	適正な就学を図る就学指導の推進	
▶	早期に就学指導を開始することで、保護者との十分な相談期間を設けます。	教育指導課
▶	各検査の結果や日頃の生活の観察記録をもとに、より適正な就学を図る就学指導を推進します。	
施策37	個に応じた指導方法の工夫	
▶	障がいや発達状況に応じ、幼児や児童のニーズに合った指導を実施します。	教育指導課
▶	健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6区分について、指導方法の工夫に努めます。	
施策38	社会性や人間性を育む交流教育の推進	
▶	特別支援学校在籍児童の居住地交流等を通し、社会性や人間性を育む交流教育を推進します。	教育指導課

6-2

多様なニーズに対応した教育の推進

施策39	障がい児や外国人等指導の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がいのある幼児や日本語の不自由な外国人幼児等に配慮した、きめ細やかな指導体制の充実を図るため、必要に応じて生活指導員や補助教諭の配置に努めます。 ▶ 幼児の相談教室「おはなしひろば」では、一人一人の実態に合わせ、適切な発達相談や言語訓練に努めます。 ▶ 日本語の不自由な外国人に配慮し、日本語指導教室との連携を図り、日本語指導に努めます。 ▶ 基本的人権や互いの性に対する理解を深め、尊重する態度を身に付けていけるよう人権尊重教育や子どもの発達段階に応じた性に関する教育の充実に努めます。 	学務課 教育指導課

施策40	生徒指導体制の確立	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家庭、地域、関係機関との連携を密にし、いじめや不登校、問題行動等の生徒指導上の諸問題の解決に取り組みます。 ▶ 学校訪問等を通して各学校の生徒指導体制を確認し、必要な援助支援を行います。 	教育指導課 こども福祉課

6-3

子どもや家庭に寄り添った相談支援の充実

施策41	誰もが安心して子育てができる就学前教育相談の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼児の相談教室「おはなしひろば」が窓口となり、子育ての不安を持つ保護者に教育支援や相談活動を随時行います。 	教育指導課

施策42	相談機能の充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 研修会を充実させ、教員のカウンセリング能力を高め、児童生徒の心に寄り添う教育を推進します。 ▶ いじめや不登校等の課題に対応するため、登校支援教室、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、教育相談窓口等を充実させ、児童生徒及び保護者の悩み等の解決を支援します。 	教育指導課

基本目標 4

生涯にわたり学び続ける環境づくり

第7節 社会教育・文化芸術

現状と課題

- ▶ 公民館の定期講座などの生涯学習活動においては、多種多様な市民ニーズへの対応と感染症の対策を考慮した柔軟な事業展開の工夫が必要です。
- ▶ 公民館や図書館を、打合せや学習会の場として活用、展示スペースとして活用するなど、施設面から市民の学習活動を支援することが必要です。
- ▶ 図書館では市民のニーズに沿った図書館資料を収集・整理・保存し、地域や市民の課題解決につながる図書館サービスの提供を進める必要があります。また、図書館から遠いなど利用しにくい地域での読書環境を向上する必要があります。
- ▶ より多くの市民が芸術文化を鑑賞でき、気軽に楽しむことができる芸術文化事業に取り組む必要があります。鑑賞及び発表・展示の機会提供においては、感染症対策を徹底した上での開催方法などを検討する必要があります。
- ▶ 歴史民俗資料館については、引き続き市民に歴史や文化に触れる機会の提供と活動の充実に取り組む必要があります。また、文化財に関して識見を有するスタッフの配置・育成が望まれます。
- ▶ 施設の修繕等は優先順位を明確にして実施するなど、限られた予算を考慮して、施設の維持管理を効率的・効果的に行う必要があります。

基本方針

- ▶ 生涯学習推進計画に基づき、市民一人一人への学習機会の提供とともに、学び合う仲間と支え合っていくことができるまちづくりを意識して取り組みます。
- ▶ 自発的な学習意欲を育て、知的・文化的水準の向上を図るため、多様な形態で、誰もが学べる学習機会の充実に努めます。
- ▶ 豊富で幅広い分野の図書館資料(図書、雑誌、新聞、CD、DVD)を収集し、読書環境の向上を図るとともに、多様な読書の機会の提供に努めます。
- ▶ 子どもの不読率の改善に向け、読書活動の習慣化とともに発達段階に応じた読書活動へのアプローチを実施します。
- ▶ 市民が優れた芸術に触れる機会を提供します。

- ▶ 創作活動の成果を発表・展示する機会を提供するとともに、文化団体への支援や指導者の育成に努めながら文化芸術活動を振興します。
- ▶ 文化財を保護するため、定期的な巡視活動や情報提供に努めます。
- ▶ 文化活動を推進する文化センター施設の充実を図ります。
- ▶ 歴史や文化に対する意識の高揚を図るため、収蔵資料の充実と調査研究や教育普及に努めます。

社会教育・文化 芸術	7-1	社会教育の振興と充実
	7-2	図書館サービスの充実
	7-3	文化芸術活動の推進

7-1 社会教育の振興と充実

施策43 利便性の高い施設運営

- | | |
|--|------|
| ▶ 公民館施設本来の目的を維持しつつ、時代に即した管理・運営の方法を検討し、市民が利用しやすい社会教育施設を目指します。 | 各公民館 |
|--|------|

施策44 多様な学習機会の充実 ★重点施策

- | | |
|--|-----------------|
| ▶ 様々なテーマの学習機会を提供するとともに、自主的に学べる環境づくりに努めます。 | 文化スポーツ課
各公民館 |
| ▶ 生涯学習に関する情報を幅広く集約し、情報誌やホームページ等を活用したわかりやすい情報提供に努めます。 | |

数値目標 (項目) 定期講座の開催数

目標のための考え方 市民に様々なテーマの学習の機会を提供し、生涯学習事業の振興を図ります。

令和5年度
(4/1 現在)

105 講座

令和8年度末

110 講座

施策45	社会教育関連施設の活用促進	
▶	社会教育施設を適切に活用するため、関係各課と連携しながら必要な整備を行うとともに、内容の充実を図ります。	各公民館
▶	公民館4館だけでなく関連施設と連携を図りながら、学習機会と場所を積極的に提供します。	

7-2 図書館サービスの充実

施策46	図書館資料の収集と管理	
▶	新鮮、かつ幅広い分野の図書館資料(図書、雑誌、新聞、CD、DVD等)を収集します。また、古い本の除籍など使いやすい蔵書管理を進めます。	各図書館

施策47	学校図書館支援	
▶	子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館を支援します。	中央図書館

施策48	市内全域での読書環境の向上 ★重点施策	
▶	市立図書館及び公民館図書室の効果的な運営を行うとともに、予約や貸出延長など便利なインターネットサービスの普及に努め、読書環境の向上を図ります。	各図書館

数値目標 (項目)	市民1人当たりの貸出数
目標のための 考え方	市立図書館及び公民館図書室の効果的な運営とともに、予約や貸出延長など便利なインターネットサービスを普及させます。また、予約本を直接学校で受け取れるサービスを実施するなど利用しやすい環境づくりに努めます。

令和5年度 (4/1 現在)	6.75 冊点	令和8年度末	7.25 冊点
-------------------	---------	--------	---------

施策49	使いやすい運営と専門的なサービスの提供	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様なニーズに対し、赤ちゃんから高齢者まで使いやすい図書館運営に努めます。 ▶ 教養・情報収集に対し、専門的な支援を行うため、司書を配置し、職員研修に努めます。 	各図書館	

施策50	青少年に対するサービスの提供	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中学生、高校生をはじめとする十代の子ども達の、本を読む、勉強する、音楽や映像に親しむ、友だち付き合いやおしゃべりを楽しむといった生活パターンを考慮し、その多様さと世代の感性に合わせた青少年に対するサービスに努めます。 	各図書館	

7-3 文化芸術活動の推進

施策51	文化関連団体の支援・育成	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化芸術の振興を図るため、文化協会など文化団体指導者の育成に対する支援を行います。 ▶ 文化団体主催の事業に対して後援を行います。 	文化スポーツ課	

施策52	芸術鑑賞や文化活動への参加促進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民の創作活動の成果を披露する場を確保するとともに、市民ニーズを把握しながら、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。 	文化スポーツ課	

施策53	歴史民俗資料館の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民の歴史や文化に対する意識高揚を図るための拠点として、郷土資料の収集・保管・公開を行うとともに、興味・関心を抱くような集客力のある企画展や各種イベント等を開催し、来館者の増加に努めます。 	歴史民俗資料館	

施策54	芸術文化施設の整備充実	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化センターは指定管理者制度を活用し、芸術文化向上の拠点施設として、市民に親しまれる施設運営に努めます。また、市民が快適に安心して利用できるよう計画的に整備・修繕を行います。 ▶ 公民館等については、地域に根ざし、市民に親しまれる活動拠点となるよう、整備充実に努めます。 		文化スポーツ課 各公民館
施策55	文化財学習の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 歴史民俗資料館を拠点として、文化財学習を推進します。 		文化スポーツ課 歴史民俗資料館
施策56	文化財調査・保護活動の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財保護の普及啓発を図るため、広報紙等により情報の発信を行います。 ▶ 未指定文化財の調査を進め、必要に応じて指定の措置を講じるなど文化財保護に努めます。 		文化スポーツ課 歴史民俗資料館

第8節 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

- ▶ 生涯スポーツ社会の実現を目指し、運動施設などの環境整備、大会や教室の開催、団体への支援などを行い、さらなるスポーツ活動を推進する必要があります。施設の利用や大会・教室の開催に当たっては、感染症対策を周知・徹底し、状況に応じて対応を進める必要があります。
- ▶ 各種のスポーツ施設や海浜エリアなどのまちの豊かなスポーツ・レクリエーション資源を活かして、地域の活力づくりにつながるスポーツ・レクリエーションの取組みを進める必要があります。
- ▶ 多くの施設で老朽化が進んでいることから、運動施設等長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修、更新を進めていく必要があります。
- ▶ 指定管理者制度の活用により、市民のニーズに即した運動施設の効果的・効率的な管理・運営を進める必要があります。

基本方針

- ▶ 生涯スポーツ社会の実現を目指し、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる機会を提供します。
- ▶ いつでも気軽にスポーツを楽しむため、施設の整備充実と併せて効果的な管理・運用体制を図るとともに、学校体育施設の活用を図ります。
- ▶ 市民のスポーツ活動を推進するため、指導者や団体の育成を図るとともに、スポーツ情報の提供に努めます。
- ▶ スポーツをとおして、地域・まちの活力づくりを支援・推進するため、スポーツイベントの実施・支援や地域スポーツ活動への支援を図ります。

スポーツ・	8-1	スポーツ・レクリエーション活動の振興
レクリエーション	8-2	スポーツ・レクリエーション施設の充実

8-1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

施策57	指定管理者の効果的活用	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ スポーツ施設の管理・運営や市民のニーズに応えるスポーツ教室などを企画運営することにより、施設の有効利用を促進します。 		文化スポーツ課
施策58	スポーツ団体の育成・支援	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ スポーツ団体の活動実績等を把握しながら、情報交換を行い、スポーツ関係団体の自主的な活動を支援します。また、各団体と連携を図りながら、会員獲得の方策を検討します。 		文化スポーツ課
施策59	スポーツの推進	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の生涯スポーツの充実を図るため、関係団体等と連携しながら、スポーツ教室・大会を開催し、市民の健康や体力づくりに努めます。また、「市民ひとり1スポーツのまち」づくりを目指し、市民が気軽に参加できるスポーツイベントやプログラムの提供に努めます。 		文化スポーツ課
施策60	指導者の人材確保・育成	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域コミュニティ活動や競技力の向上に欠かすことのできない指導者について、指導者育成研修会への参加支援等を通して、人材の確保と育成に努めます。 		文化スポーツ課
施策61	新たなスポーツの導入	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関や団体と連携・協力し、子ども、高齢者、障がいのある方の心身の健康と体力づくりにつながり、楽しみながら継続できる新たなスポーツ種目の導入を検討します。 		文化スポーツ課

8-2 スポーツ・レクリエーション施設の充実

施策62	施設の充実と利用促進 ★重点施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ かみす防災アリーナの運営による、市の中心部のにぎわいを創出するとともに、施設のよりよい活用方法について検討します。また、PFI※²手法によるノウハウを活用し、運営・維持管理をします。 ▶ 市民が快適に安心して利活用できるよう、施設の充実と計画的な整備を図ります。 ▶ 市民の日常スポーツ活動に加え、多様なイベントに対応できるスポーツ活動拠点の整備を進めます。 	文化スポーツ課
数値目標 (項目)	かみす防災アリーナの利用者数	
目標のための 考え方	市民の身近な施設から中核拠点施設まで多様なスポーツ活動ができる場の整備充実を図り、市民の誰もが生涯にわたって気軽にスポーツ活動ができる機会・プログラムを提供します。	
令和5年度 (4/1 現在)	154,553 人	令和8年度末 166,453 人
施策63	学校体育施設の効果的な活用	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ スポーツサークルや地域コミュニティ活動を支援するため、より身近な学校体育施設の効果的な活用を推進します。 	文化スポーツ課

※2 Private-Finance-Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 関係機関との連携・協働による計画の推進

未来の神栖市を担う子どもたち「かみす元気っ子」を育むためには、地域社会全体で子どもの成長と自立を支えていく必要があります。

本計画の推進にあたっては行政をはじめ、学校・家庭・地域及び関係団体、企業等の関係機関と連携・協力により取り組んでいきます。

2 教育DX（デジタル・トランスフォーメーション）^{※3}の加速化

教育DXは、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適化された学び」の実現や、校務の効率化、教職員の働き方改革により、教職員が児童生徒と向き合う時間をより多く確保できるようにするなど、様々な期待がされています。

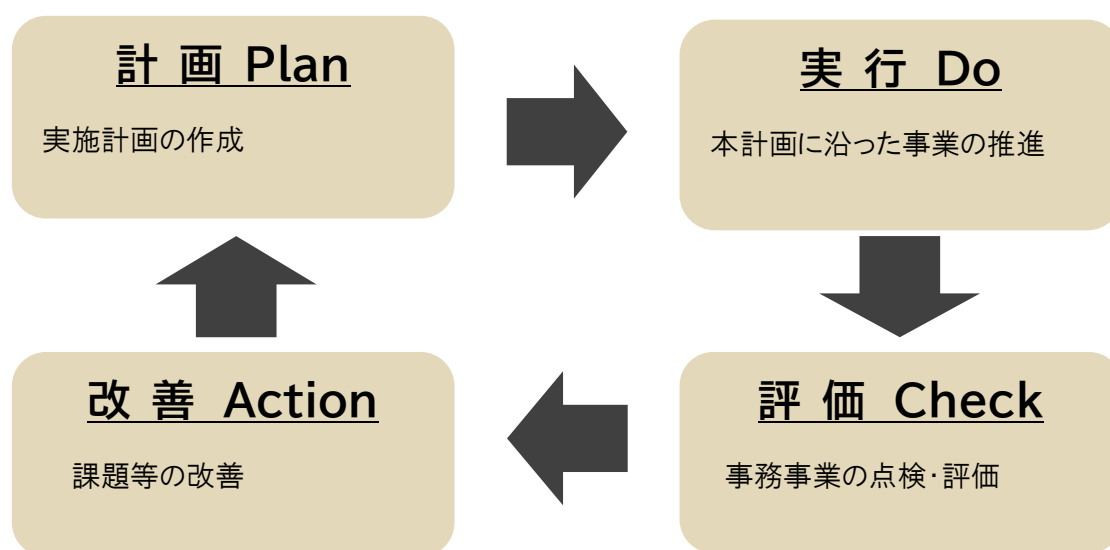
本計画の推進にあたっては、これまでに整備したICT環境を活用することで、教育DXを加速化し、教育活動の質の向上を目指します。

※3 学校がデジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

第2節 計画の進行管理・評価

本計画の進行管理にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を行います。

点検評価の手法には「計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し・改善(Action)」という施策評価サイクルを取り入れ、計画に基づく施策や事業の進行管理を行います。



第3節 「誰一人取り残さない」教育の推進

平成27年9月、国際連合において採択されたSDGsは、持続可能な世界を実現するための国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。教育についてはSDGsの目標4に位置付けられていますが、「教育が全てのSDGsの基礎」であり、「全てのSDGsが教育に期待」しているとも言われています。



このような認識のもと、目標の達成に向けて、本計画においても、SDGsとの関係性を意識して施策に取り組み、誰一人取り残さない教育の推進を図ります。